生活排水対策推進計画

（平成 27 年度 ～ 平成 36 年度）

平成２７年３月

山　県　市

目　　次

第１章　計画策定にあたって 1
第１節　計画策定の背景..... 1
第２節　計画の位置づけ..... 2
１　計画策定の経緯..... 3
第３節　計画の範囲及び期間..... 4
１　計画の範囲 4
２　計画の期間 4
第２章　山県市の自然的・社会的条件..... 5
第１節　自然的条件 5
１　地形の概要 5
２　河川の概要 6
第２節　社会的条件 8
１　人口・世帯数の動向..... 8
２　産業の現況 9
３　土地利用状況..... 14
第３章　水質・生活排水処理の現状..... 15
第１節　水質の状況 15
１　河川の環境基準..... 15
２　河川の水質調査結果..... 16
第２節　生活排水処理の状況..... 24
１　生活排水の処理体系..... 24
２　公共下水道の概要..... 26
３　農業集落排水の概要..... 28
４　合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の概要..... 29
５　処理形態別人口の推移..... 30
第３節　生活排水対策の実施状況..... 32
１　行政における取組..... 32
２　市民における取組..... 32
第４節　現状における課題..... 33
１　生活排水処理施設の整備..... 33
２　家庭における発生抑制対策..... 33
３　河川整備や流域内の連携について..... 33
第４章　計画の方針と目標 34
第１節　基本理念及び基本方針..... 34
１　基本理念 34

２　基本方針 35
第２節　計画推進体制..... 36
第３節　目標の設定 37
１　生活排水処理の目標..... 37
２　水質目標 38
第５章　生活排水対策推進計画 39
第１節　生活排水処理施設の整備..... 39
１　公共下水道の整備・接続の推進..... 39
２　合併処理浄化槽への転換の推進..... 40
第２節　１人１人の意識向上とそのための啓発..... 41
１　家庭でできる生活排水対策の実践..... 41
２　水環境に関する意識の高揚..... 42
第３節　流域内の連携・近隣市町村との協力..... 43
１　関連部局との調整・近隣市町との協力..... 43
第４節　汚濁負荷量の算定..... 44
第５節　計画のフォローアップ..... 45

資　料　編

汚濁負荷量の推計手法 46

第１章　計画策定にあたって

第１節　計画策定の背景

山県市（以下、「本市」という。）は、市域の８割以上を占める森林や１級河川の鳥羽川、伊自良川、武儀川など、水と緑に恵まれており、ホタルやイワザクラなどの希少動植物の生息できる環境を有しています。

本市内の主な河川は清流として有名な長良川へとつながっており、本市からの生活排水等の影響は、間接的に長良川へ影響を及ぼすことになります。

このような背景もあり、本市を含む周辺市町は平成４年３月 31 日より「長良川中流域及び加茂川流域」として、水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定され、生活排水対策を特に推進する地域となっています。

また、重点地域への指定を受けて、下水道の整備、合併処理浄化槽の設置促進等や啓発活動等を進めており、住民との協力のもとに生活排水対策を推進することにより、市内の河川及び水路の生活排水による水質汚濁の防止を図ってきました。

近年では、下水道の整備の進行や合併処理浄化槽の普及の増大により、生活排水による河川への影響は少なくなってきているといえますが、まだまだ、未整備の世帯も多く存在しており、生活排水対策はさらに推進することが可能であるといえます。

「生活排水対策推進計画」（以下、「本計画」という。）は、平成 27 年度からの生活排水対策の取り組みを定め、推進することにより、本市内の河川等及び長良川流域の水質保全に努めるために策定するものです。

第２節　計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「第二次山県市総合計画〈後期基本計画〉（平成 27 年度～平成 35 年度）」や岐阜県の関係計画・事業のほか、関係流域の周辺自治体との協力のもと推進していきます。

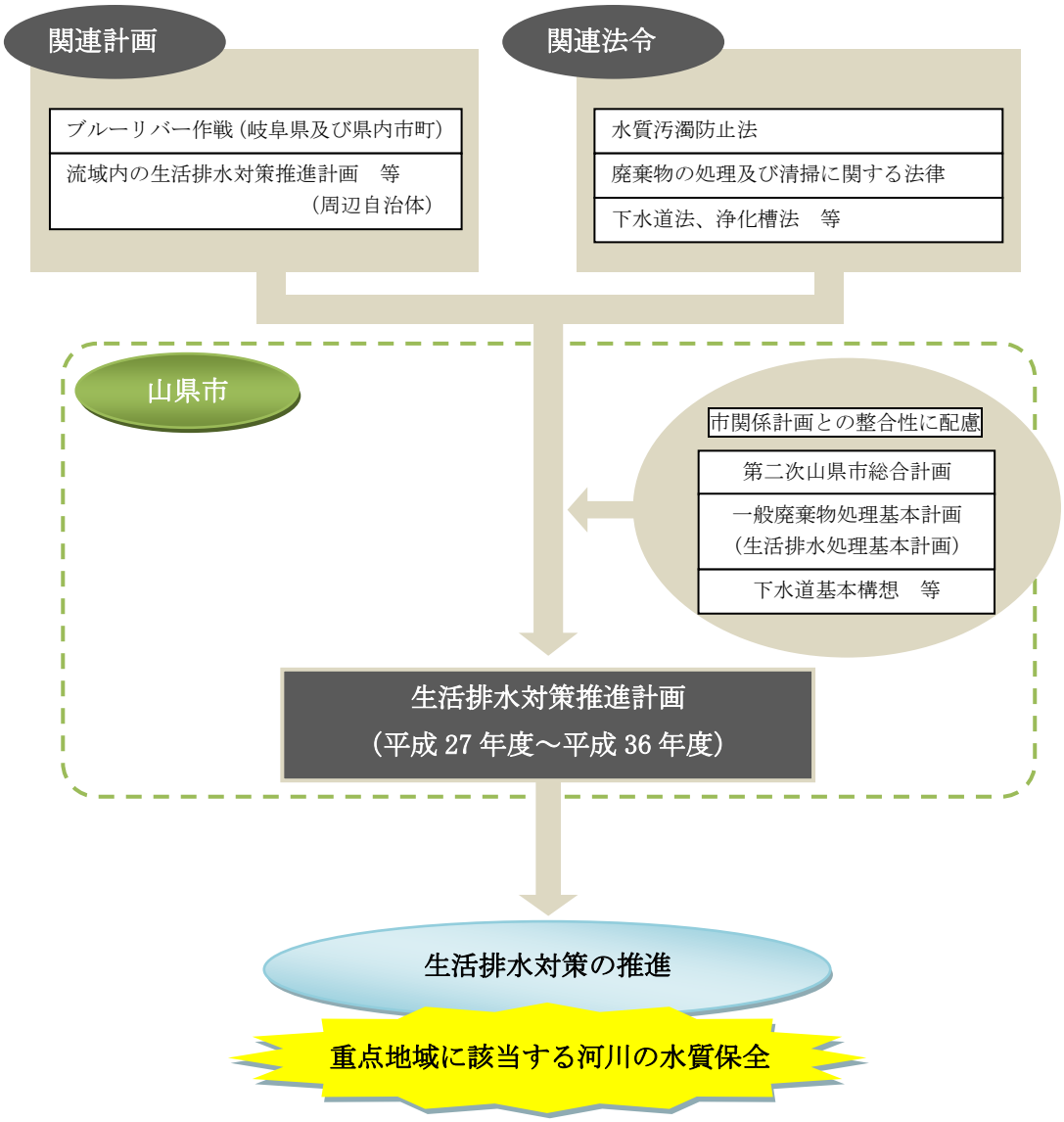

１　計画策定の経緯

本計画は水質汚濁防止法により生活排水対策重点地域に指定されたことを受け、市内の生活排水対策を推進するために策定するものです。

（１）水質汚濁防止法

全国的な生活排水による河川の汚濁を懸念し、水質汚濁防止法に生活排水対策を総合的に推進するための枠組みが整備されています。

国、都道府県、市町村の責務の明確化や市町村を中心とした生活排水対策推進計画の策定等と併せて、生活排水による汚濁の防止に向けた国民の心がけについても規定されています。

（２）生活排水対策重点地域の指定

生活排水対策重点地域指定の経緯は表 1-1 に示すとおりです。

日本一の清流である長良川の水質保全を図るべく、平成 4 年 3 月に水質汚濁防止法第 14 条の 6 第 1 項により、長良川中流域及び加茂川流域が生活排水対策重点地域として指定を受け、同法第 14 条の 7 第 1 項に基づく生活排水対策推進計画を策定することとなりました。

表 1-1　生活排水対策重点地域指定の経緯

①重点地域	長良川中流域及び加茂川流域
②指定範囲 (注 1)	美濃市、関市、板取村、洞戸村、上之保村、武儀町、武芸川町、富加町、美山町、高富町、伊自良村、※美濃加茂市、※坂祝町（ただし、下水道処理区域を除く） （※の市町については、該当流域の人口が、全体の人口の 50%以下の市町である。）
③重点地域指定日	平成 4 年 3 月 31 日
④指定の理由 (H4. 3. 31 当時)	・長良川は岐阜県が誇る清流である。 ・国及び県の名水がある。 ・生活系の汚濁負荷割合が高い。 ・津保川、加茂川の環境基準が未達成である。 ・関市を除き下水道未整備 ・ゴルフ場、自動車道路の開発が進んでいる。 ・水浴、釣り等のレクリエーションの場として利用 ・ホタルの保護活動を行っている。

注 1）平成 26 年度現在では、市町村が以下のとおりに合併している。
・関市、板取村、洞戸村、上之保村、武儀町、武芸川町　→　関市
・美山町、高富町、伊自良村　→　山県市

第３節　計画の範囲及び期間

１　計画の範囲

本計画の範囲は、生活排水対策重点地域として指定を受けている山県市（旧美山町、旧高富町及び旧伊自良村）全域とします。

２　計画の期間

本計画の目標年度は、平成 27 年度を初年度、平成 36 年度を目標年度とした 10 年計画とします。

なお、必要に応じて概ね 5 年毎に計画の見直しを行うこととします。

第２章　山県市の自然的・社会的条件

第１節　自然的条件

１　地形の概要

本市は、岐阜市の北側に隣接する位置にあり、JR 岐阜駅から約 9～34ｋｍの範囲に広がっています。

地勢は山岳丘陵地が多く、北端の日永岳（1,216m）を最高峰として枝状の山地と、長良川支流の武儀川、鳥羽川、伊自良川沿いの平たん地で構成されています（※日永岳の山頂は関市板取にあります）。

本市の概要は表 2-1 に、位置図は図 2-1 に示すとおりです。

表 2-1　山県市の概要

面　積	221.98km^2 （南北方向約 25ｋｍ、東西方向約 14ｋｍ）
市政施行	平成 15 年 4 月 1 日 （旧美山町、旧高富町及び旧伊自良村町の合併により誕生）

図 2-1　山県市の位置図

２　河川の概要

河川は、図 2-2 に示すとおりです。市域を流れる河川は、伊自良川や武儀川などに合流した後、市外で長良川、揖斐川に合流して伊勢湾に注ぎます。主要河川の状況は表 2-2 に示すとおりです。

表 2-2　主要河川の状況

名称	延長　m（岐阜県内）	管理級
伊自良川	18,055	１級
鳥羽川	14,945	１級
新川	5,100	１級
石田川	8,000	１級
椎倉川	1,510	１級
東川	1,320	１級
椿川	300	１級
しびり川	1,860	１級

名称	延長　m（岐阜県内）	管理級
武儀川	24,219	１級
エゴ川	2,150	１級
西洞川	1,750	１級
日永谷川	2,550	１級
出戸川	1,750	１級
船越川	2,650	１級
神崎川	4,759	１級
伊住戸川	7,550	１級

名称	延長　m（岐阜県内）	管理級
柿野川	4,600	１級
長尾川	1,800	準用
三田又川	1,700	準用
赤尾川	1,300	準用
栢野川	1,600	準用
芦洞川	1,200	準用

図 2-2　主要河川の概略図

３　気象の概要

本市における気象（気温・降雨量・風速）の推移は表 2-3 に、平成 25 年の月別気温・降雨量の状況は図 2-3 に示すとおりです。

月別降雨量では、降雨量が最も多いのは 7 月(358.0mm)で、次いで 9 月(333.5mm)となっており、最も少ないのは 3 月(51.5mm)で、次いで 12 月(52.5mm)となっています。

表 2-3　気温・降雨量・風速の推移（山県市消防本部）

年次	気温　℃			降雨量　mm		平均風速
	平均	最高	最低	積算	日最大	m/s
平成24年	14.1	36.6	-6.9	2,137.0	73.0	1.5
平成25年	14.6	37.3	-6.4	1,990.5	125.0	1.6

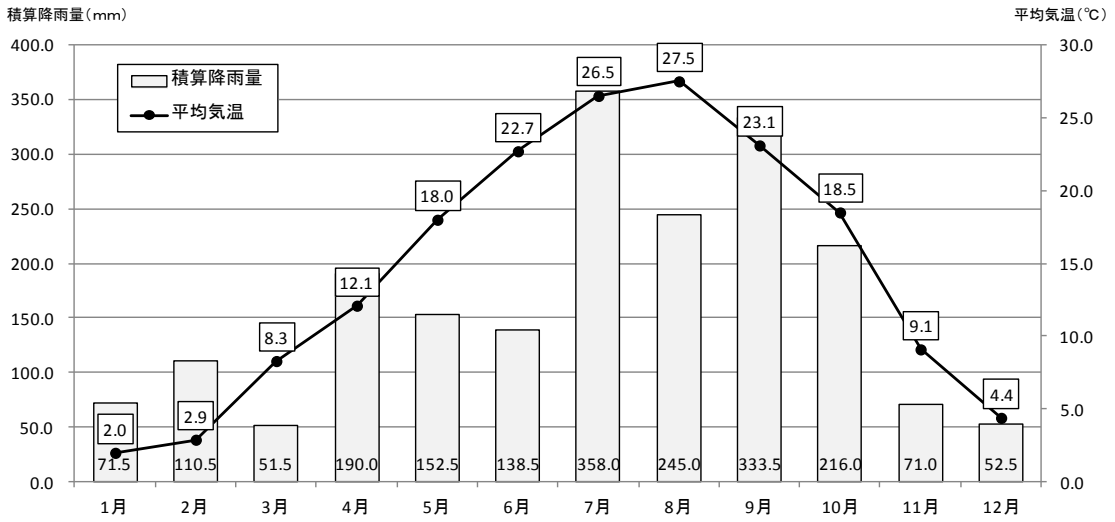

図 2-3　月別気温・降雨量の状況（平成 25 年　山県市消防本部）

第２節　社会的条件

１　人口・世帯数の動向

（１）総人口及び世帯数

人口及び世帯数の推移は表 2-4、図 2-4 に示すとおりです。

人口は平成 7 年以降で減少に転じており、平成 22 年までの 15 年間で、1,905 人が減少しています。

一方で、世帯数は増加傾向にあり、平成 7 年から平成 22 年の 15 年間で、1,023 世帯増加しています。また、これに伴って 1 世帯当たり人員は減少しています。

表 2-4　人口・世帯数の推移

区　　分	人口（人）			世 帯 数	1世帯当たり人員（人/世帯）
	総数	男	女		
H16年	31,409	15,376	16,033	9,819	3.2
H17年	31,224	15,303	15,921	9,878	3.2
H18年	30,983	15,186	15,797	9,998	3.1
H19年	30,725	15,045	15,680	10,045	3.1
H20年	30,359	14,859	15,500	10,080	3.0
H21年	30,086	14,725	15,361	10,133	3.0
H22年	29,748	14,594	15,154	10,181	2.9
H23年	29,313	14,385	14,928	10,195	2.9
H24年	29,582	14,337	15,245	10,716	2.8
H25年	29,217	14,129	15,088	10,784	2.7

住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

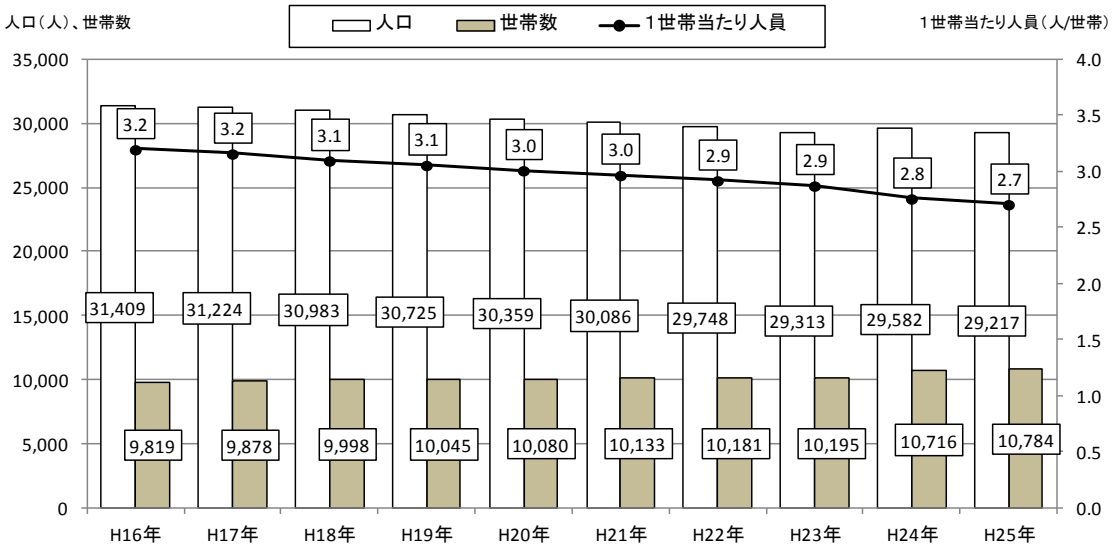

図 2-4　人口・世帯数の推移

住民基本台帳人口（各年 10 月 1 日現在）

２　産業の現況

（１）産業の状況

産業大分類別の事業所数及び従業者数は表 2-5、図 2-5 に示すとおりです。

平成 21 年から平成 24 年にかけて事業所、従業者ともに減少していますが、第 1 次産業についてみると、従業者数が若干増加しています。

表 2-5　産業大分類別従業者数（平成 24 年）

平成24年2月1日現在

産業大分類			山県市		岐阜県	
			事業所	従業者(人)	事業所	従業者(人)
全産業(公務を除く)			1,391	10,228	102,073	882,086
	第1次産業	農林漁業	30	249	599	7,169
		小　計	30	249	599	7,169
	第2次産業	鉱業，採石業，砂利採取業	3	18	90	649
		建設業	250	995	11,030	63,864
		製造業	375	3,971	14,955	220,619
		小　計	628	4,984	26,075	285,132
	第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	77	2,653
		情報通信業	3	6	601	7,099
		運輸業，郵便業	18	288	1,867	39,601
		卸売業，小売業	260	1,572	25,304	178,474
		金融業，保険業	8	120	1,556	22,930
		不動産業，物品賃貸業	15	37	4,827	14,215
		学術研究，専門・技術サービス業	27	104	3,459	18,305
		宿泊業，飲食サービス業	97	553	12,781	87,034
		生活関連サービス業，娯楽業	90	393	8,711	46,312
		教育，学習支援業	23	102	3,027	20,030
		医療，福祉	64	1,302	5,785	89,145
		複合サービス事業	14	123	791	7,306
		サービス業(他に分類されないもの)	114	395	6,613	56,681
		小　計	733	4,995	75,399	589,785

経済センサス-活動調査（平成24年2月1日現在）
注）民営を対象としているため、公務は除く

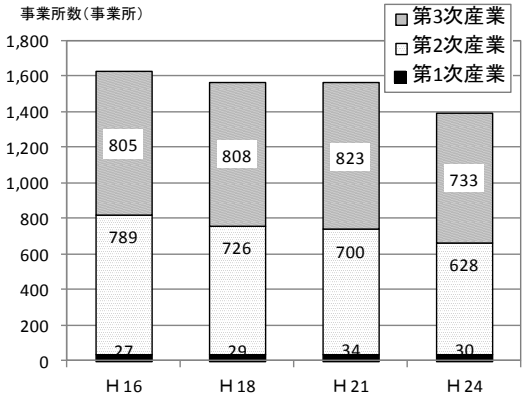

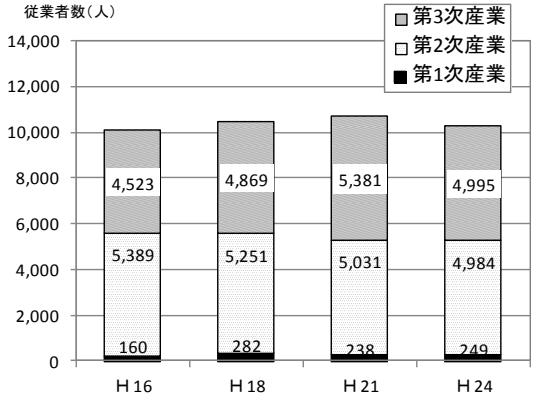

図 2-5　産業大分類別事業所数・従業者数の推移

（経済センサス-基礎調査（平成 16 年 6 月 1 日現在・平成 18 年 10 月 1 日現在・平成 21 年 7 月 1 日現在）、
経済センサス-活動調査（平成 24 年 2 月 1 日現在））
注）民営を対象としているため、公務は除く

（２）農業

本市の農家数及び経営耕地面積の推移は表 2-6 に示すとおりです。

農家数の減少に伴い経営耕地面積も減少しています。

また、経営耕地面積では田が最も多くなっています。

表 2-6　農家数及び経営耕地面積の推移

区分	農家数（戸）				経営耕地面積（ha）			
	総農家数	販売農家	自給的農家	土地持ち非農家	総数	田	畑	樹園地
平成17年	1,648	753	895	1,158	605	478	103	24
平成22年	1,461	571	890	1,264	598	472	101	25

農林業センサス（各年2月1日現在）

本市の家畜・家禽飼養頭数の推移は表 2-7 に示すとおりです。

表 2-7　家畜・家禽飼養頭数の推移

区　分	乳用牛		肉用牛		豚		採 卵 鶏	
	戸数（戸）	頭数（頭）	戸数（戸）	頭数（頭）	戸数（戸）	頭数（頭）	戸数（戸）	頭数（頭）
平成21年	7	240	4	408	3	7,901	9	439,174
平成22年	7	318	3	262	3	6,593	8	410,199
平成23年	7	297	4	325	3	9,270	8	389,525
平成24年	6	255	5	315	3	11,118	8	384,825
平成25年	6	269	4	234	4	7,866	5	251,100

山県市産業課資料

（３）製造業

本市の製造業別事業所数及び製造品出荷額等は表 2-8、図 2-6 に示すとおりです。

過去 5 年間の事業所数をみると、ともに平成 20 年をピークに減少の傾向にあります。

一方で、製造品出荷額は過去 5 年間ではほぼ横ばいの傾向です。

表 2-8　製造業別事業所数及び製造品出荷額の推移

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
事業所数	191	172	171	166	172
従業者数（人）	3, 184	2, 952	3, 172	3, 368	3, 661
現金給与総額（万円）	1, 012, 913	940, 281	953, 494	1, 018, 318	1, 167, 367
原材料使用総額等（万円）	4, 360, 177	3, 403, 219	3, 621, 721	3, 933, 954	4, 026, 666
製造品出荷額等（万円）	6, 797, 690	5, 781, 063	6, 007, 350	6, 693, 690	7, 291, 713
内その他収入額（万円）	318, 280	303, 015	343, 990	309, 736	335, 979

工業統計調査（各年12月31日現在）

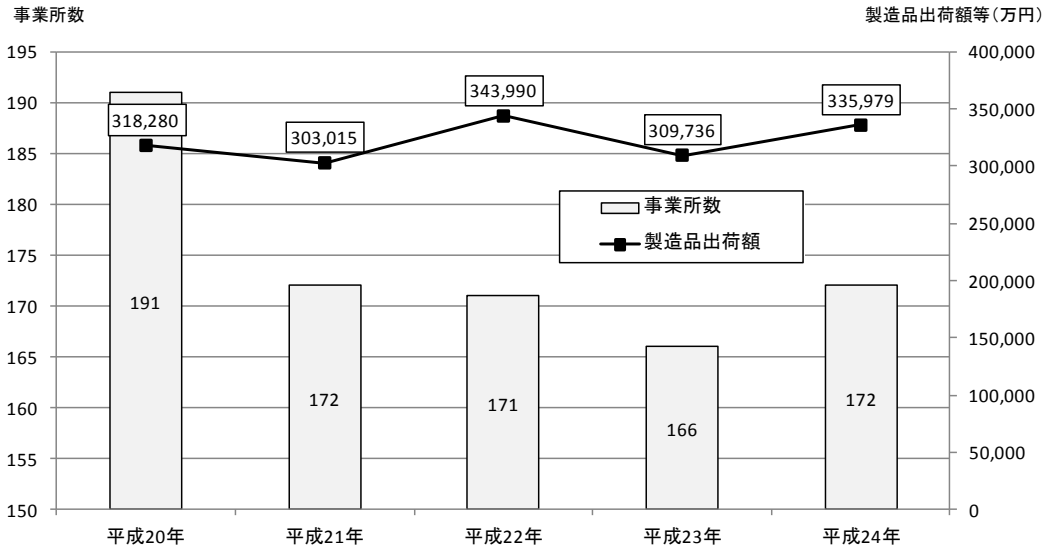

図 2-6　製造業別事業所数及び製造品出荷額の推移

工業統計調査（各年 12 月 31 日現在）

（４）商業

本市の商店数、従業者数及び年間商品出荷額は表2-9、図2-7に示すとおりです。

事業所数は経年的に減少傾向がみられ、平成 9 年から平成 19 年にかけて 56 事業所が減少していますが、その一方で従業者数は 321 人、年間商品販売額は 3,637 万円増加しています。

表 2-9　商業別事業所数・従業者数・製造品出荷額の推移

区　　分		平成9年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年
商店数	一般卸売業	32	32	36	45	37
	小売業	308	316	291	276	247
	総数	340	348	327	321	284
従業者数（人）	一般卸売業	116	159	174	173	120
	小売業	1,137	1,216	1,536	1,519	1,454
	総数	1,253	1,375	1,710	1,692	1,574
年間商品販売額（万円）	一般卸売業	2,948	4,092	3,677	4,377	3,078
	小売業	16,066	21,370	20,572	20,374	19,573
	総数	19,014	25,460	24,250	24,750	22,651

商業統計調査（6月1日現在）
※平成14年以前は旧高富町、旧美山町及び旧伊自良村の合計値

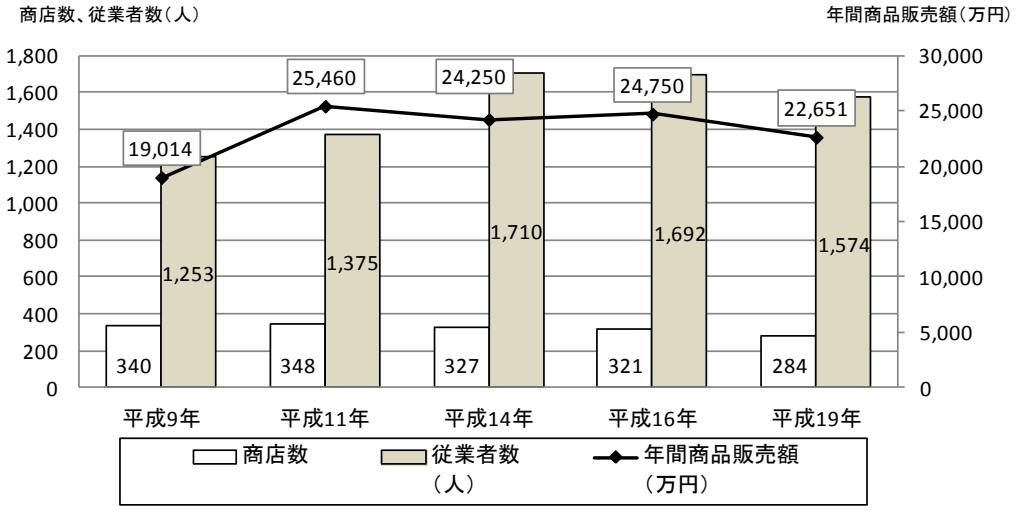

図 2-7　商業別事業所数・従業者数・製造品出荷額の推移

商業統計調査（各年 6 月 1 日現在）
※平成 14 年以前は旧高富町、旧美山町及び旧伊自良村の合計値

（５）観光・イベント

本市の主なイベントによる入込客数の推移は表 2-10 に示すとおりです。

てんこもり農産物直売所では毎年 150,000 人以上の入込客数となっています。

また、平成 24 年では、岐阜県のイベントである「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会」のうちの山県市が会場となった入込客数が含まれます。

表 2-10　主なイベントにおける入込客数の推移

単位：人

区　分		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
伊自良湖エリア		—	—	11,240	9,810	11,130
四国山香りの森公園		45,087	32,522	33,923	36,656	35,177
ｸﾞﾘｰﾝﾌﾟﾗｻﾞみやま		—	—	9,725	13,390	12,375
ふれあいバザール		86,300	80,230	77,140	74,000	69,138
てんこもり農産物直売所		162,700	163,600	155,400	157,500	157,100
ふるさと栗まつり	10月	60,000	50,000	50,000	0	50,000
ぎふ清流国体・ぎふ清流大会	10～12月				51,203	
その他		35,135	29,092	—	—	—
合　計		389,222	355,444	337,428	342,559	334,920

岐阜県観光レクリエーション動態調査

３　土地利用状況

土地利用の推移は表 2-11、図 2-8 に示すとおりです。

山林が 90.2%とほとんどを占めており、田が 4.3%、宅地が 2.7%と続いています。

表 2-11　土地利用の推移

単位：ha

年次	田	畑	宅地			山林	原野	計
			小計	住宅	その他			
平成21年	965	434	593	394	199	19,718	178	21,888
平成22年	960	434	596	397	200	19,717	178	21,885
平成23年	955	434	598	398	200	19,715	178	21,880
平成24年	946	432	602	400	202	19,721	177	21,878
平成25年	943	432	601	401	200	19,728	177	21,881

税務課資料（各年4月1日現在）

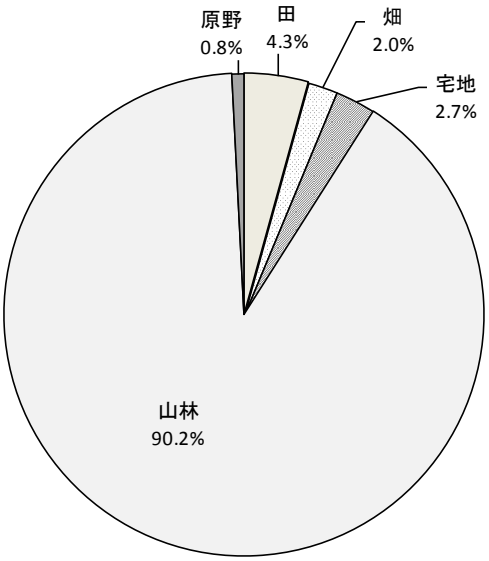

図 2-8　土地利用の割合（平成 25 年 4 月 1 日現在）

第３章　水質・生活排水処理の現状

第１節　水質の状況

１　河川の環境基準

水質汚濁防止に係る環境基準は『生活環境の保全に関する環境基準』と『人の健康の保護に関する環境基準』について設定されています。

表 3-1 に示すとおり、河川における生活環境の保全に関する環境基準は、利用目的により、ＡＡ～Ｅ類型の 6 段階に区分されており、それぞれｐＨ、ＢＯＤ、ＳＳ、ＤＯ、大腸菌群数の５項目について基準値が定められています。

表 3-1　水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準

項目＼類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 pH	生物化学的酸素要求量 BOD (mg/L)	浮遊物質量 SS (mg/L)	溶存酸素量 DO (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
AA	水道１級 自然環境保全 及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 以下	25 以下	7.5 以上	50 以下
A	水道２級 水産１級 水浴 及び B 以下の欄にかかげるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 以下	25 以下	7.5 以上	1,000 以下
B	水道３級 水産２級 及びＣ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 以下	25 以下	5 以上	5,000 以下
C	水道３級 工業用水１級 及びＤ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 以下	50 以下	5 以上	―
D	工業用水２級 農業用水 及びＥの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 以下	100 以下	2 以上	―
E	工業用水３級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 以上	―
備　考		物質の酸性、アルカリ性の度合いを示す物理量	水中の有機物を酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したもの	水中に浮遊している物質の量	水中に溶存する酸素の量	確率論によって算出された大腸菌群の数

（注）１　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
２　水道１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
３　水産１級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
水産２級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
水産３級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
４　工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水３級：特殊の浄水操作を行うもの
５　環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

２　河川の水質調査結果

（１）調査地点

岐阜県では公共用水域の水質測定が毎月実施されています。本市内には測定地点がありませんが、本市を通過する河川について、岐阜市及び関市で測定地点が設けられています。

調査地点図は図 3-1 に、調査地点における環境基準の指定類型は表 3-2 に示すとおりです。

図 3-1　河川水質調査地点図

表 3-2　調査地点における環境基準指定類型

採取場所		環境基準指定類型
伊自良川上流	本郷橋	A 類型
	繰船橋	A 類型
伊自良川下流	竹橋	C 類型
鳥羽川	寺内橋	B 類型
	伊自良川合流前	B 類型
武儀川	南武芸橋	A 類型

（２）調査結果

ア．ｐＨ

ｐＨの推移は表 3-3 及び図 3-2 に示すとおりです。

いずれの地点においても基準値を満たしています。

表 3-3　ｐＨの推移

単位：－

地点名		指定類型	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
伊自良川上流	本郷橋	A	7.2	7.2	7.3	7.2	7.2	7.1	7.1	7.1	7.1	7.3
	繰船橋	A	7.0	6.9	7.0	7.2	7.1	7.1	7.0	7.4	7.4	7.2
伊自良川下流	竹橋	C	7.1	7.1	7.1	7.3	7.2	7.2	7.1	7.4	7.4	7.4
鳥羽川	寺内橋	B	7.6	7.5	7.6	7.6	7.5	7.5	7.4	7.4	7.7	7.5
	伊自良川合流前	B	7.3	7.3	7.3	7.3	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2
武儀川	南武芸橋	A	8.3	8.2	8.2	7.9	7.6	7.8	8.0	7.9	8.0	8.0

注1）年度平均値
注2）基準値超過箇所は太字色付で表記

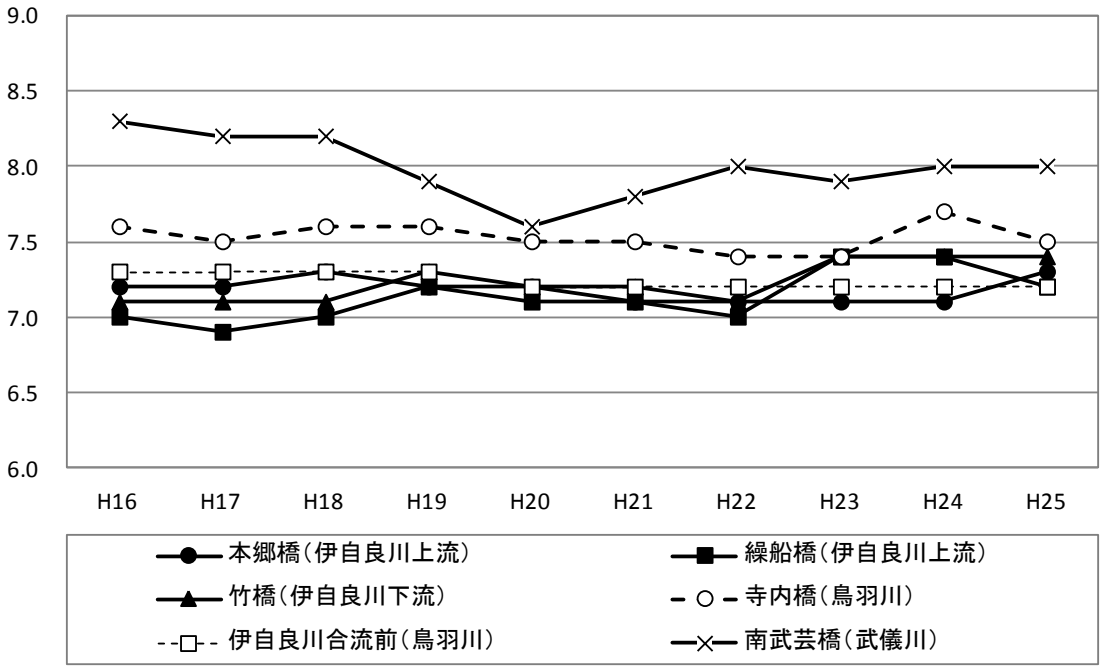

図 3-2　ｐＨの推移

イ．ＢＯＤ

ＢＯＤ（75%値※）の推移は表 3-4 及び図 3-3 に示すとおりです。

鳥羽川の寺内橋(B) において、平成 16、19、20 年度で基準値を超過しているものの、それ以外の年度ではすべて達成しています。

なお、伊自良川では上流部と比較して、下流部の方で数値が高くなっています。

表 3-4　ＢＯＤ（75%値※）の推移

単位：mg/l

地点名		指定類型	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
伊自良川上流	本郷橋	A	0.7	＜0.5	0.8	1.1	0.9	0.7	0.7	0.8	0.9	＜0.5
	繰船橋	A	0.5	1.0	0.7	0.9	0.8	0.6	1.0	0.9	1.1	0.8
伊自良川下流	竹橋	C	1.7	2.1	2.1	1.9	1.3	1.2	1.5	2.2	2.1	3.8
鳥羽川	寺内橋	B	**3.1**	1.6	2.4	**4.4**	**3.4**	2.5	2.3	2.3	2.1	2.7
	伊自良川合流前	B	2.1	1.3	1.4	2.4	2.1	1.6	1.5	1.4	1.2	1.1
武儀川	南武芸橋	A	0.9	0.8	0.8	0.8	0.6	0.6	0.5	0.6	＜0.5	＜0.5

注1）75%値（年間に調査したデータを小さい値から順に並べて{n(全データ数) ×75%}の順番に当たる数値）
注2）基準値超過箇所は太字色付で表記

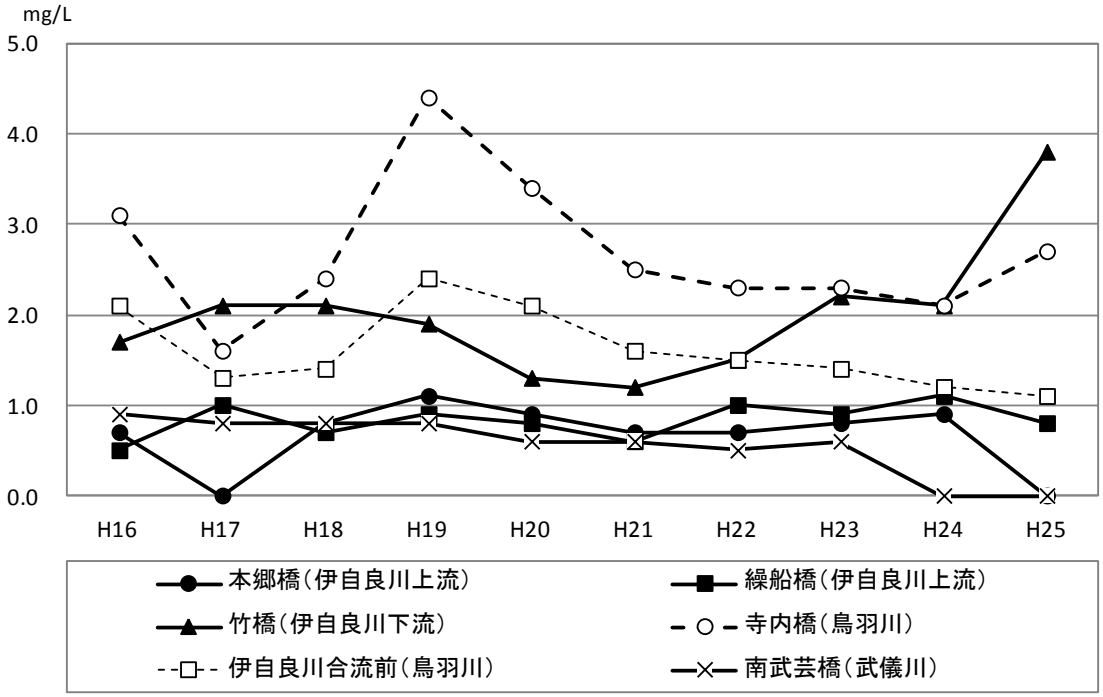

図 3-3　ＢＯＤ（75%値※）の推移

※75%値とは

ＢＯＤ及びＣＯＤの環境基準の満足状況は公共用水域が通常の状態（河川にあっては低水流量以上流量）にあるときの測定値によって判断することになっています。

しかし、低水流量の把握は非常に困難であるため、測定された年間データのうち７５％以上のデータが基準値を満足することをもって環境基準に適合しているとみなすことになっています。

ウ. ＳＳ

ＳＳの推移は表 3-5 及び図 3-4 に示すとおりです。

いずれの地点においても基準値を満たしています。

なお、伊自良川では上流側の本郷橋と比較して、下流側の繰船橋、竹橋で数値が高くなっています。

表 3-5　ＳＳの推移

単位：mg/l

地点名		指定類型	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
伊自良川上流	本郷橋	A	2	2	2	2	3	1	2	2	1	2
	繰船橋	A	8	10	10	7	10	9	7	9	10	12
伊自良川下流	竹橋	C	7	10	7	8	9	5	5	7	7	6
鳥羽川	寺内橋	B	5	4	4	4	5	7	4	7	4	5
	伊自良川合流前	B	9	10	8	7	7	5	4	6	4	4
武儀川	南武芸橋	A	2	1	1	1	1	1	1	2	1	1

注1）年度平均値
注2）基準値超過箇所は太字色付で表記

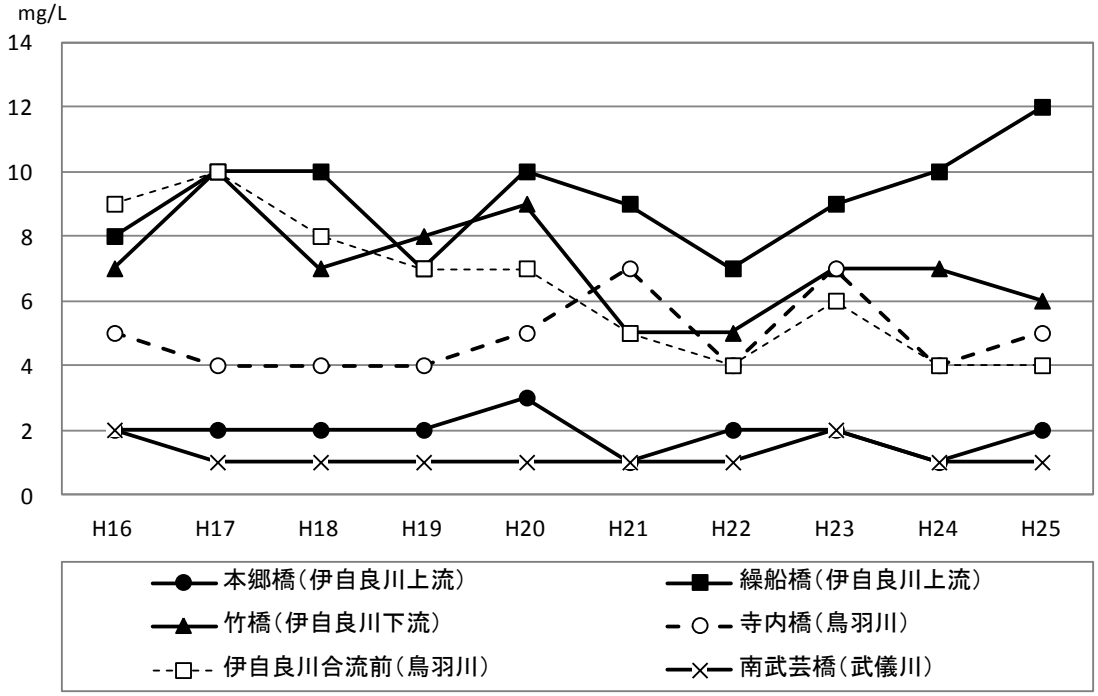

図 3-4　ＳＳの推移

エ. ＤＯ

ＤＯの推移は表 3-6 及び図 3-5 に示すとおりです。

いずれの地点においても基準値を満たしています。

なお、鳥羽川では上流部と比較して、下流部の方で数値が低くなっています。

表 3-6　ＤＯの推移

単位：mg/l

地点名		指定類型	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
伊自良川上流	本郷橋	A	10	10	10	10	10	11	10	10	11	11
	繰船橋	A	8.3	8.0	8.3	8.5	9.3	9.0	8.6	8.7	8.0	8.5
伊自良川下流	竹橋	C	10	9.3	9.3	10	10	10	10	10	10	10
鳥羽川	寺内橋	B	10	10	10	9.4	10	10	10	10	10	10
	伊自良川合流前	B	8.8	8.8	8.4	7.5	8.6	8.8	9.4	9.1	9.3	8.8
武儀川	南武芸橋	A	11	11	10	10	11	10	10	11	11	11

注1）年度平均値
注2）基準値超過箇所は太字色付で表記

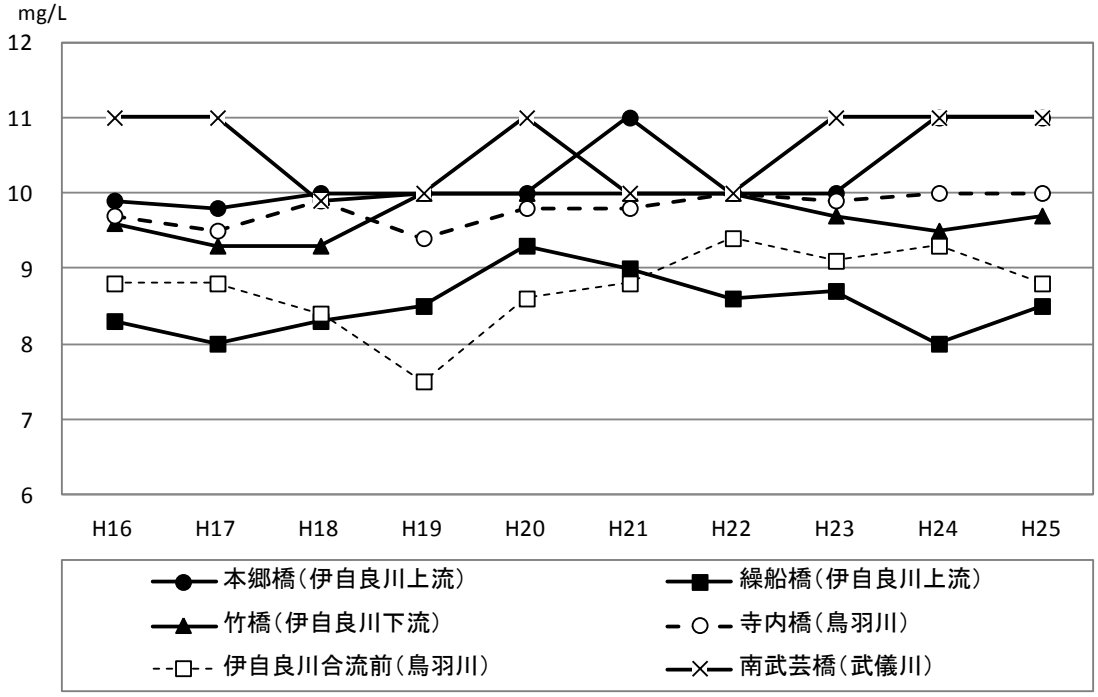

図 3-5　ＤＯの推移

オ. 大腸菌群数

大腸菌群数の推移は表 3-7 及び図 3-6 に示すとおりです。

鳥羽川の伊自良川合流前では、平成 17、18、23、25 年度で、武儀川の南武芸橋では平成 19、22、23 年度で基準値を達成していますが、それ以外ではいずれも超過しています。ただし、大腸菌群数は本市を通過する河川以外においても基準値達成率が低く、今回の調査対象のみの傾向ではありません。

表 3-7　大腸菌群数の推移

単位：MPN/100ml

地点名		指定類型	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
伊自良川上流	本郷橋	A	**3,500**	**3,700**	**1,300**	**3,600**	**14,000**	**3,300**	**4,200**	**4,300**	**8,800**	**4,700**
	繰船橋	A	**30,000**	**40,000**	**19,000**	**6,000**	**15,000**	**6,300**	**11,000**	**13,000**	**22,000**	**26,000**
伊自良川下流	竹橋	C	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
鳥羽川	寺内橋	B	**11,000**	**9,200**	**7,500**	**19,000**	**19,000**	**11,000**	**15,000**	**7,800**	**22,000**	**13,000**
	伊自良川合流前	B	**6,100**	4,800	2,900	**5,800**	**22,000**	**5,600**	**9,900**	3,200	**7,600**	4,000
武儀川	南武芸橋	A	**2,600**	**2,200**	**3,500**	420	**1,500**	**2,000**	830	880	**2,800**	**3,300**

注1）年度平均値
注2）基準値超過箇所は太字色付で表記

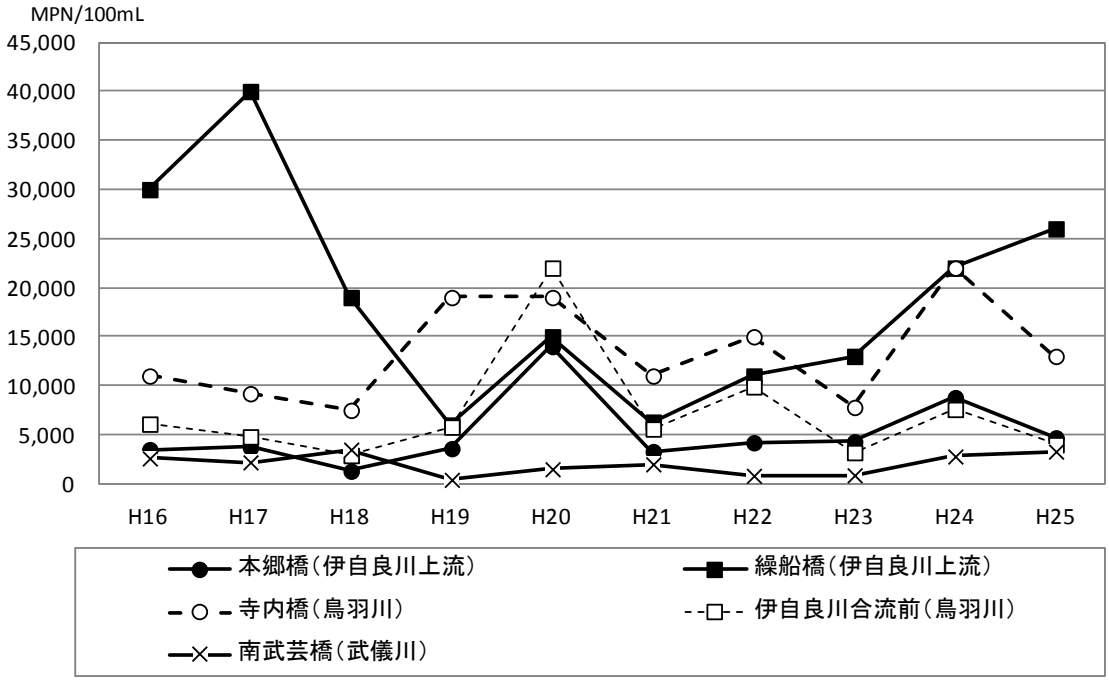

図 3-6　大腸菌群数の推移

カ. 全窒素

全窒素の推移は表 3-8 及び図 3-7 に示すとおりです。

武儀川が低い値、伊自良川が高い値となっています。

表 3-8　全窒素の推移

単位：mg/l

地点名		指定類型	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
伊自良川上流	本郷橋	A	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	繰船橋	A	2.2	2.2	1.8	2.3	2.1	1.8	1.4	1.7	1.6	1.6
伊自良川下流	竹橋	C	2.5	2.3	2.1	2.3	2.1	2.0	1.8	2.2	2.0	2.0
鳥羽川	寺内橋	B	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	伊自良川合流前	B	1.4	1.8	1.4	1.8	1.8	1.5	1.4	1.5	1.3	1.3
武儀川	南武芸橋	A	0.53	0.63	0.64	0.64	0.64	0.77	0.45	0.53	0.26	0.58

注1）年度平均値

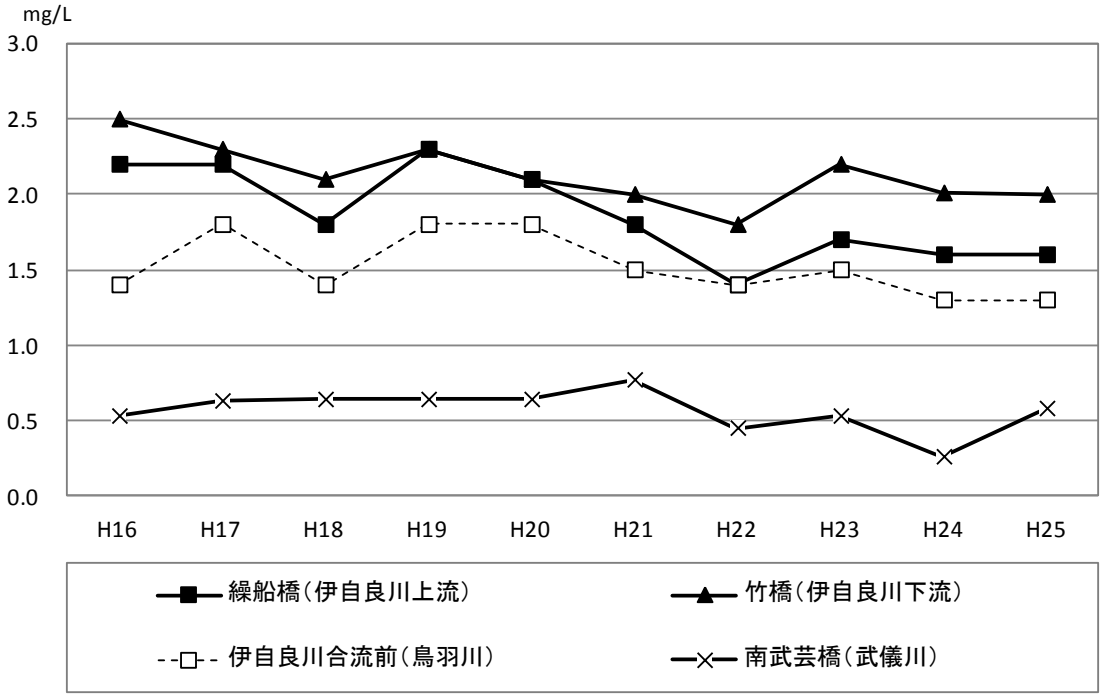

図 3-7　全窒素の推移

キ. 全燐

全燐の推移は表 3-9 及び図 3-8 に示すとおりです。

全窒素と同様に、武儀川が低い値、伊自良川が高い値となっています。

表 3-9　全燐の推移

単位：mg/l

地点名		指定類型	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
伊自良川上流	本郷橋	A	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	繰船橋	A	0.057	0.086	0.081	0.095	0.091	0.092	0.068	0.077	0.091	0.091
伊自良川下流	竹橋	C	0.120	0.120	0.089	0.120	0.100	0.095	0.087	0.110	0.130	0.130
鳥羽川	寺内橋	B	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	伊自良川合流前	B	0.120	0.100	0.078	0.078	0.095	0.081	0.075	0.082	0.084	0.072
武儀川	南武芸橋	A	0.014	0.014	0.013	0.014	0.014	0.025	0.019	0.021	0.011	0.011

注1）年度平均値

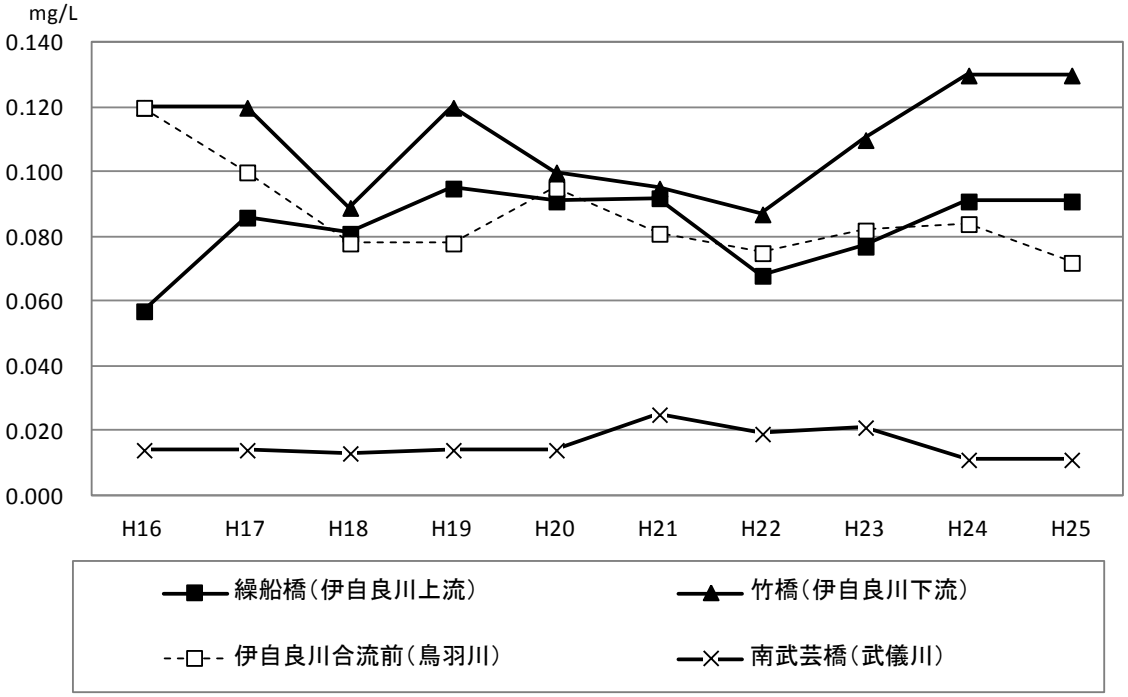

図 3-8　全燐の推移

第２節　生活排水処理の状況

１　生活排水の処理体系

本市における生活排水処理体系は図 3-9 に示すとおりです。

家庭から排出される生活排水の種類は、し尿と台所や洗濯などによって発生する生活雑排水に大別されます。本市では、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽のいずれかに接続することにより、し尿・生活雑排水を適切に処理しています。公共下水道を経由したし尿、生活雑排水は高富浄化センターにて処理を行った後、処理水が公共用水域に放流されます。農業集落排水施設、合併処理浄化槽で処理されたし尿、生活雑排水の処理水は公共用水域に放流され、処理後の汚泥は岐北衛生センターにて処理されます。

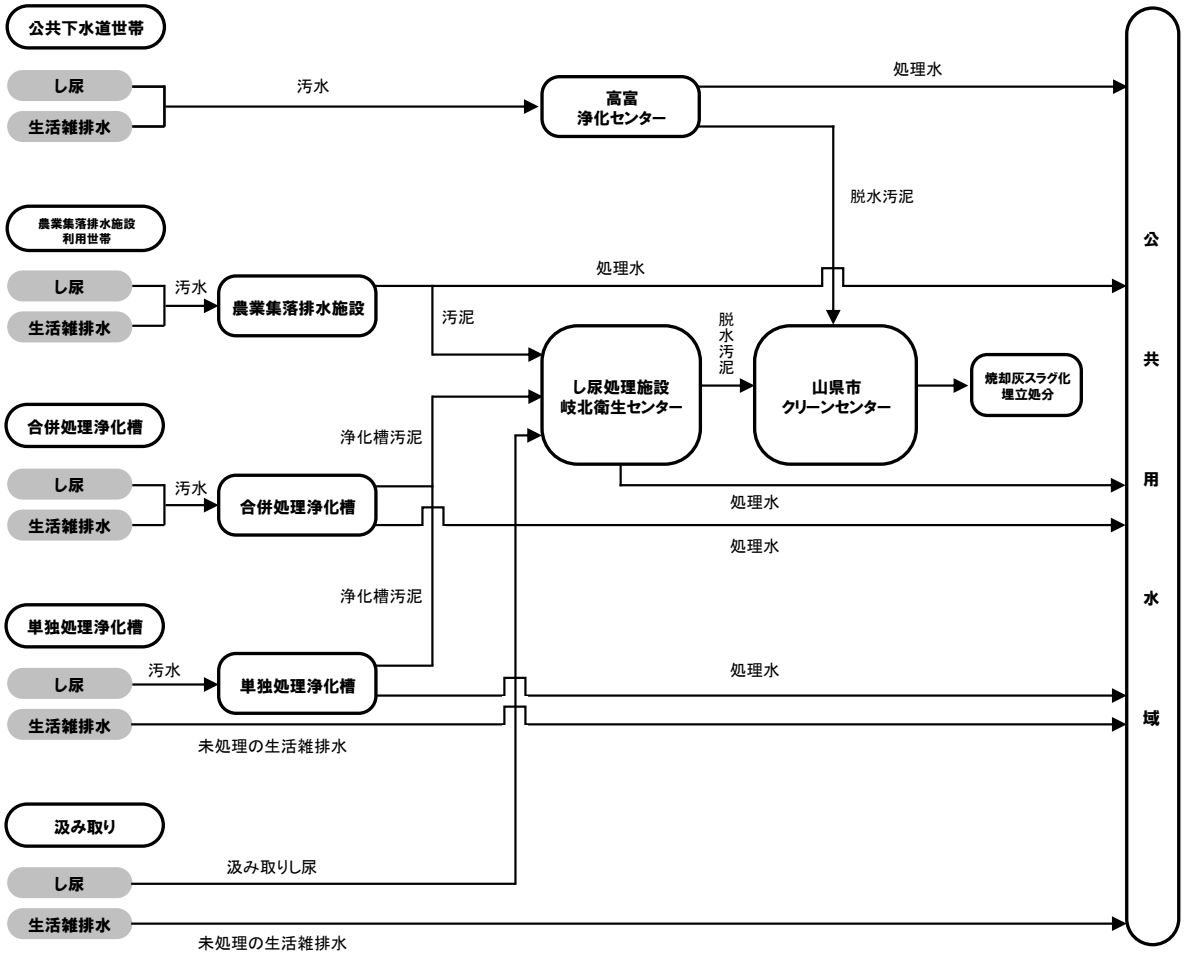

図 3-9　生活排水の処理体系（平成 26 年度現在）

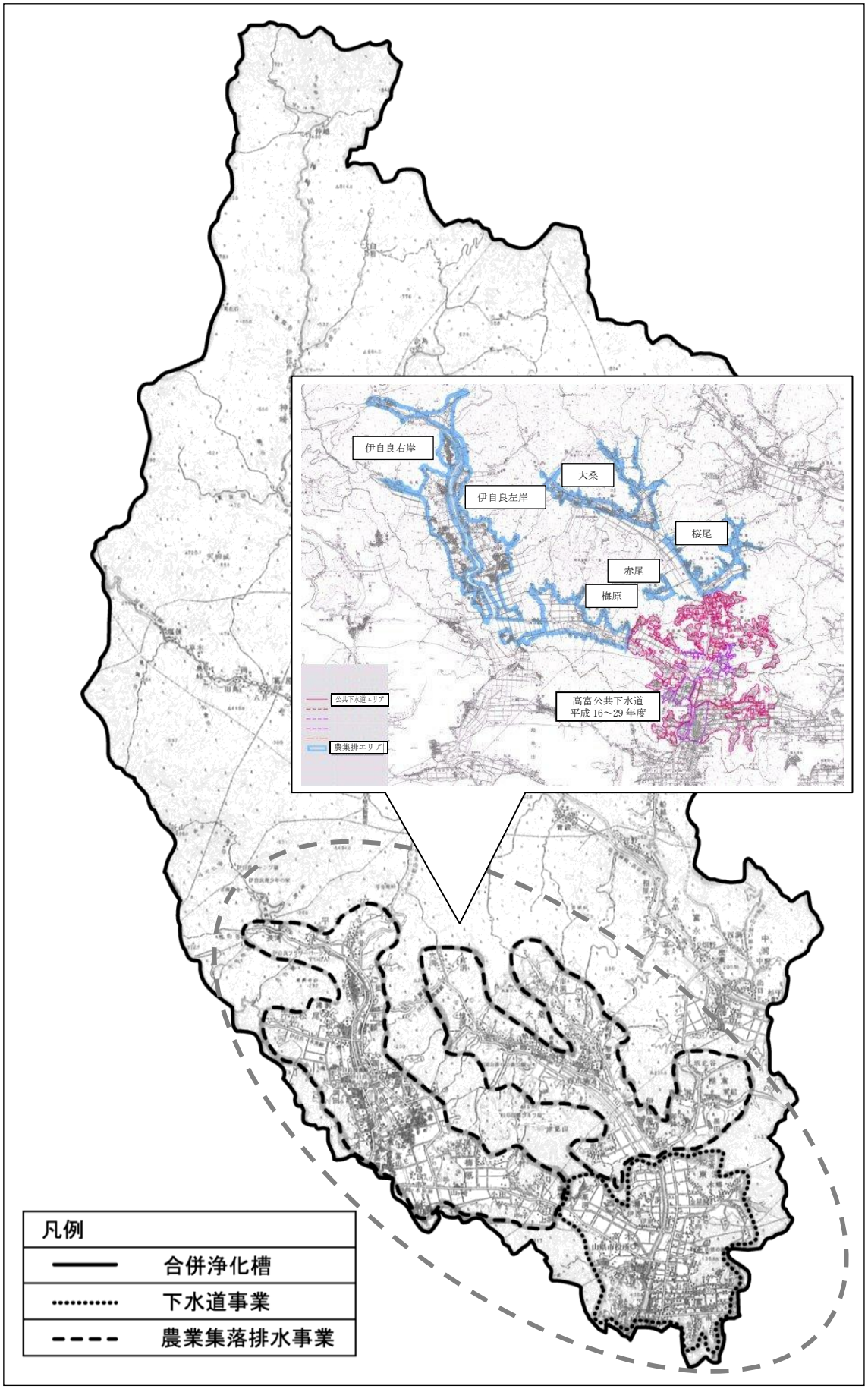

図 3-10　生活排水関係施設整備図

※下水道事業区域については整備計画図

２　公共下水道の概要

公共下水道は家庭の台所、風呂、水洗トイレや工場・事業場から出る汚れた水を道路下に埋設された下水道管に流して処理場に集め、処理した後にきれいな水を川に流す施設です。なお、雨水については、汚水と完全に分離して従来と同様に側溝などに流します。

公共下水道の概要は図 3-11 に示すとおりです。

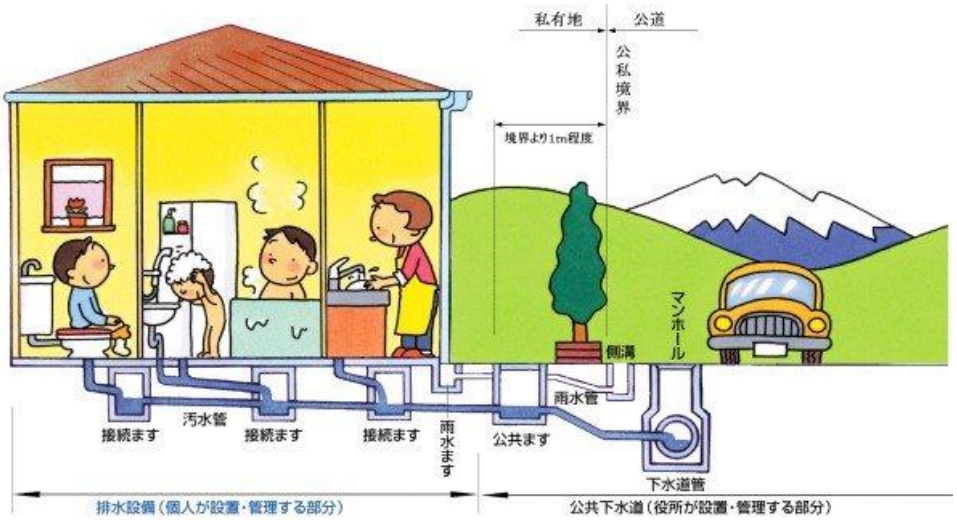

図 3-11　下水道の概要

本市において整備されている下水道処理区（高富・富岡地区）からの排水は、「高富浄化センター」にて集合処理されています。

公共下水道の施設概要は表 3-10 に示すとおりです。

表 3-10　公共下水道の施設概要（高富浄化センター）（平成 24 年 3 月現在）

供用開始	平成 20 年 4 月
計画処理面積	337ha　（内、事業認可面積：240ha）
計画処理人口	12,120 人　（内、事業認可処理人口：8,600 人）
計画汚水量	【日平均】5,400m^3　（内、事業認可：4,000m^3）
	【日最大】6,600m^3　（内、事業認可：4,900m^3）
施設の所在地	山県市高木 1330 番地
敷地面積	38,000m^2
水処理方式	高度処理オキシデーションディッチ法＋凝集剤添加
汚泥処理方式	機械脱水処理→場外搬出

本市において整備されている公共下水道（高富・富岡地区）の処理状況は表 3-11 及び図 3-12 に示すとおりです。

面積普及率は平成 24 年度に許可面積を増やしたことにより 95.8%から 71.2%に下がっているものの、整備済面積は年々増加しています。

また、下水道を整備できる区域の都合等から岐阜県平均及び全国平均値と比較すると低くなっていますが、下水道処理人口普及率、水洗化率ともに増加の傾向がみられます。

表 3-11　下水道処理人口普及率等の推移

項目		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
許可面積	(ha)	240.0	240.0	240.0	240.0	337.0	337.0
整備済面積	(ha)	157.0	209.0	219.0	230.0	240.0	267.0
面積普及率	(%)	65.4%	87.1%	91.3%	95.8%	71.2%	79.2%
区域内人口	(人)	4,511	5,481	8,590	9,257	9,654	9,866
使用人口	(人)	0	1,366	1,711	2,114	2,777	3,381
水洗化率	(%)	0.0%	24.9%	19.9%	22.8%	28.8%	34.3%

各年3月31日現在（平成24年度以降は外国人を含む）
注1）水洗化率＝使用人口（人）÷区域内人口（人）×100

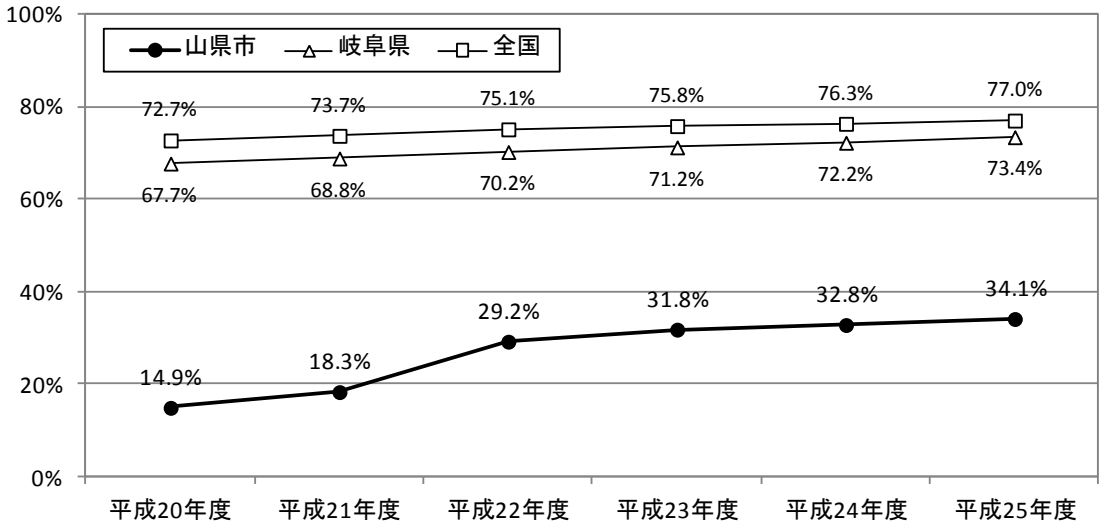

図 3-12　下水道処理人口普及率の推移

岐阜県の下水道（岐阜県）
注 1）下水道処理人口普及率とは、行政処理区域内人口に対する下水道処理区域内人口の割合をいいます。
注 2）平成 24 年度より住民基本台帳人口及び処理区域内人口には外国人が含まれるようになりました。
注 3）平成 22 年度の全国平均普及率では岩手県、宮城県、福島県のデータが含まれていません。
注 4）平成 23 年度の全国平均普及率では岩手県、福島県のデータが含まれていません。
注 5）平成 24～25 年度の全国平均普及率では福島県のデータが含まれていません。

３　農業集落排水の概要

本市において整備されている農業集落排水区域からの排水は、それぞれの区域内の処理施設にて処理されます。

農業集落排水施設概要は表 3-12 に示すとおりです。

表 3-12　農業集落排水施設概要

区分	地区	事業年度	敷地面積（㎡）	処理方式	計画処理人口（人）	処理能力（㎥／日）
赤尾クリーンセンター	赤尾	平成２年度～平成５年度	953	JARUSⅢ型 流量調整槽前置型 嫌気性ろ床槽 併用接触ばっ気方式	530	143
梅原クリーンセンター	梅原	平成５年度～平成９年度	1,187	JARUSⅢ型 流量調整槽前置型 嫌気性ろ床槽 併用接触ばっ気方式	1,610	435
伊自良左岸地区クリーンセンター	伊自良左岸	平成６年度～平成 11 年度	2,886	JARUS-OD_{96}型 オキシデーション ディッチ方式	2,980	805
伊自良右岸地区クリーンセンター	伊自良右岸	平成８年度～平成 13 年度	1,394	JARUSⅩ$Ⅳ_P$型 連続流入間欠ばっき方式	1,590	430
大桑クリーンセンター	大桑	平成９年度～平成 12 年度	2,029	JARUSⅩ$Ⅳ_P$型 連続流入間欠ばっ気方式	2,200	594
桜尾クリーンセンター	桜尾	平成 12 年度～平成 14 年度	2,113	JARUSⅩ$Ⅳ_P$型 連続流入間欠ばっ気方式	1,670	451

農業集落排水の普及率の推移は表 3-13 に示すとおりです。

すでに整備は済んでおり、区域内の水洗化率は 85%前後で推移しています。

表 3-13　農業集落排水の普及率の推移

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
許可面積　(ha)	935.7	935.7	935.7	935.7	935.7	935.7	935.7	935.7	935.7	935.7
整備済面積　(ha)	935.7	935.7	935.7	935.7	935.7	935.7	935.7	935.7	935.7	935.7
面積普及率　(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
区域内人口　(人)	7,999	8,177	7,906	7,801	7,713	7,692	7,578	7,512	7,570	7,463
使用人口　(人)	6,589	6,797	6,638	6,477	6,485	6,570	6,570	6,495	6,424	6,353
水洗化率　(%)	82.4%	83.1%	84.0%	83.0%	84.1%	85.4%	86.7%	86.5%	84.9%	85.1%

各年3月31日現在（平成24年度以降は外国人を含む）
注1）水洗化率＝使用人口（人）÷区域内人口（人）×100

４　合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の概要

浄化槽の設置については、「岐阜県浄化槽の設置に関する指導要綱」により、平成 10 年度から新たに設置する浄化槽は全て合併処理浄化槽にするように指導されています。

また、浄化槽法の改正により平成 13 年度から単独処理浄化槽の新規設置ができなくなりました。

本市では、生活排水による河川の水質汚濁の進行を防止し、生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽の設置に対して工事費用の一部を補助しています。

補助金額は、浄化槽の設置に要する費用に限り、設置する浄化槽の大きさ（人槽）に応じた金額を交付しています。

各人槽の補助金額は、表 3-14 に示すとおりです。

表 3-14　合併処理浄化槽の設置補助額（1 基当たり限度額）

人槽区分	補助限度額（円） 高富・伊自良地域	補助限度額（円） 美山地域
5 人槽	332,000	352,000
6 人槽～7 人槽	414,000	441,000
8 人槽～10 人槽	548,000	588,000
11 人槽～20 人槽	939,000	1,002,000
21 人槽～30 人槽	1,472,000	1,545,000
31 人槽～50 人槽	2,037,000	2,129,000
51 人槽～	1,550,000	1,619,000

備考：対象となる地域は以下のとおり
(1) 下水道の整備が原則として 7 年以上見込まれない地域
(2) 農業集落排水施設による供用開始区域以外の地域
(3) (1)(2)の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた地域

過去 5 年間の合併処理浄化槽の設置補助基数及び補助事業を開始してからの累計設置基数は表 3-15 に示すとおりです。

表 3-15　合併処理浄化槽の補助基数

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	累計
補助基数(基)	47	25	29	24	27	152

累計：補助事業を開始してからの累計補助基数

５　処理形態別人口の推移

生活排水の処理形態別人口の推移は表 3-16 及び図 3-13 に示すとおりです。
公共下水道人口の増加に伴い、汚水衛生処理率※も増加傾向がみられます。
一方で、農業集落排水、合併処理浄化槽の処理人口は減少しています。

※汚水衛生処理率（%）＝（公共下水道人口＋農業集落排水人口＋合併処理浄化槽人口）
÷（行政区域内人口）×100

表 3-16　生活排水処理形態別人口の推移

区　分			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
行政区域内人口		（人口）	29,482	29,024	28,585	28,903	28,531
	生活排水処理人口	（人口）	13,537	13,967	14,307	14,570	15,079
	公共下水道人口	（人口）	1,366	1,711	2,114	2,777	3,381
		（%）	(4.6%)	(5.9%)	(7.4%)	(9.6%)	(11.9%)
	農業集落排水人口	（人口）	6,570	6,570	6,495	6,424	6,353
		（%）	(22.3%)	(22.6%)	(22.7%)	(22.2%)	(22.3%)
	合併処理浄化槽人口	（人口）	5,601	5,686	5,698	5,369	5,345
		（%）	(19.0%)	(19.6%)	(19.9%)	(18.6%)	(18.7%)
	生活排水未処理人口	（人口）	15,945	15,057	14,278	14,333	13,452
	単独処理浄化槽人口	（人口）	11,685	10,802	9,866	9,675	9,081
		（%）	(39.6%)	(37.2%)	(34.5%)	(33.5%)	(31.8%)
	くみ取り人口	（人口）	4,260	4,255	4,412	4,658	4,371
		（%）	(14.4%)	(14.7%)	(15.4%)	(16.1%)	(15.3%)
汚水衛生処理率		（%）	45.9	48.1	50.1	50.4	52.9

各年3月31日現在（平成24年度以降は外国人を含む）
注1）生活排水処理人口とは、し尿、生活雑排水が全て処理されている人口（公共下水道人口、農業集落排水人口、合併処理浄化槽人口）をいいます。
注2）公共下水道人口及び農業集落排水人口は水洗化人口（実際に接続している人口）をいいます。

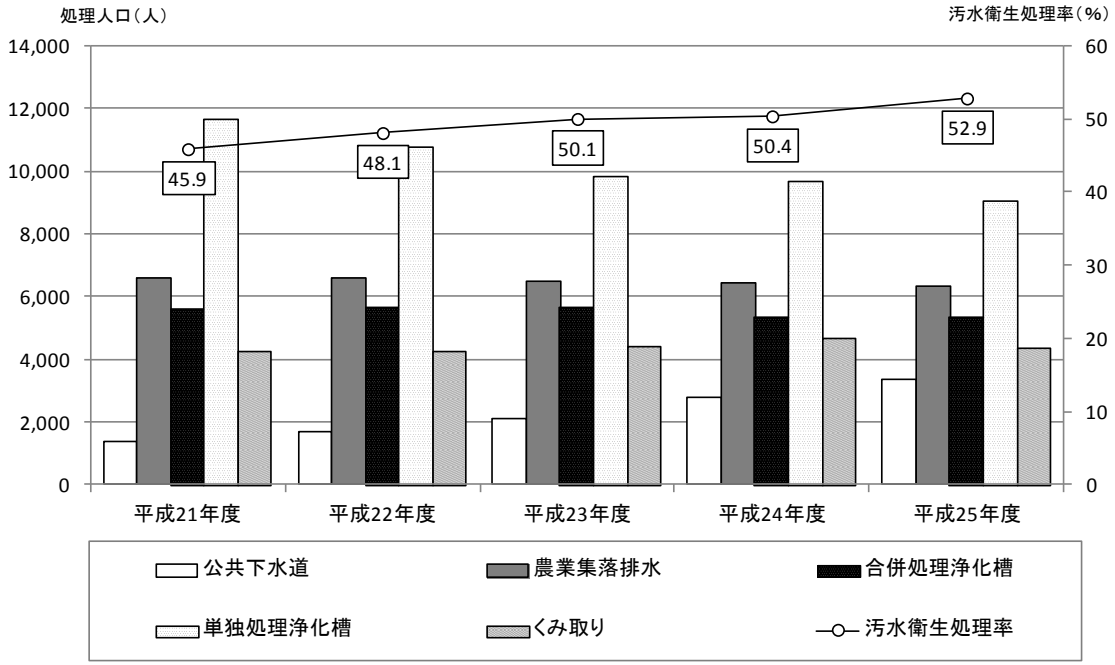

図 3-13　生活排水処理形態別人口の推移

山県市と岐阜県及び全国の汚水処理人口普及率※の推移は図 3-14 に示すとおりです。

山県市は、下水道が整備中であること等から岐阜県や全国と比較して普及が遅れていますが、下水道の整備とともに平成 22 年度から増加しています。

※汚水処理人口普及率（%）＝{下水道処理区域内人口＋農業集落排水処理区域内人口＋合併処理浄化槽人口（下水道等の供用開始区域を除く）}÷行政区域内人口×100

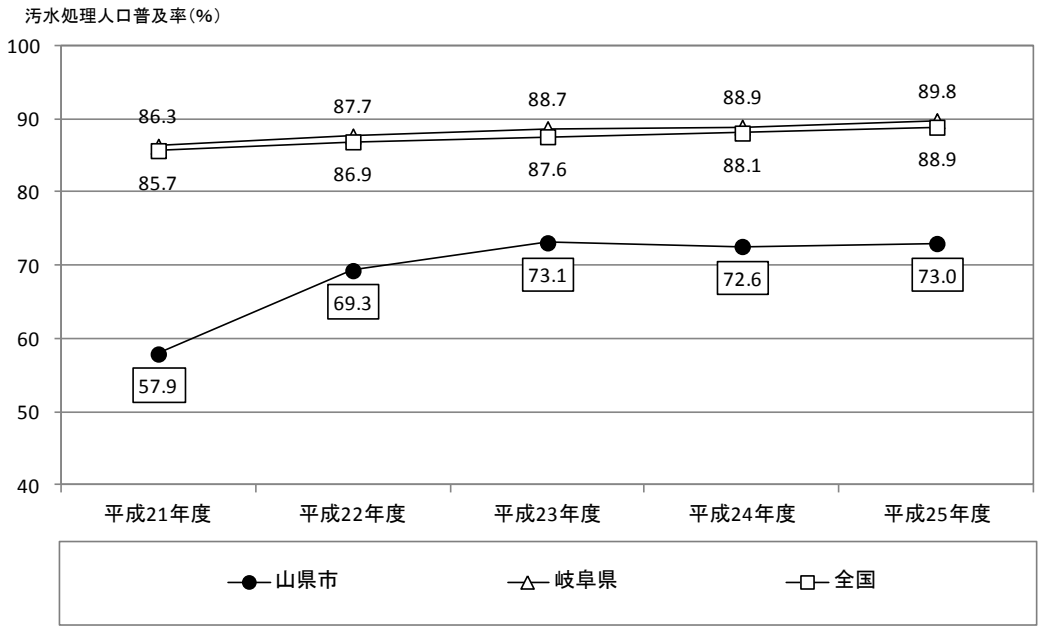

図 3-14　汚水処理人口普及率の推移

「岐阜県の下水道（岐阜県）」

第３節　生活排水対策の実施状況

１　行政における取組

（１）下水道等の整備促進

本市では、公共下水道（高富・富岡地区）、農業集落排水（赤尾地区、梅原地区、伊自良左岸地区、伊自良右岸地区、大桑地区、桜尾地区）を整備していますが、汚水処理人口普及状況は、全国平均値、岐阜県平均値と比較して遅れています。

また、下水道の水洗化率は、平成 25 年度において 34.3%と低く、区域内にも関わらず接続できていない世帯が多く存在しています。

（２）合併処理浄化槽の整備促進

浄化槽法の改正により平成 13 年度から単独処理浄化槽の新規設置ができなくなり、合併処理浄化槽を設置に補助を出すことで転換を推進しています。

平成 25 年度末までに毎年 30 基弱、累計 152 基の設置補助を行っています。

このような取り組みもあり、生活排水未処理人口（単独処理浄化槽人口及びくみ取り人口）は年々減少していますが、平成 25 年度においても 13,452 人が生活排水を未処理で流しています。

（３）ブルーリバー作戦の普及促進

岐阜県及び県内市町村において、一人ひとりが守るべき生活排水対策を推進するために「ブルーリバー作戦」と名付けて啓発活動、実践活動を行っています。

＜具体例＞

・三角コーナーや水切り袋の普及を図る
・リーフレット等啓発資材を作成し、街頭キャンペーンを実施
・生活排水対策指導員の育成、河川美化、河川の水質検査を行う

２　市民における取組

市民の中においても、積極的に生活排水対策に関連する取り組みが実施されています。

＜具体例＞

・アダプトプログラム「まち美化パートナー」による河川の除草・美化活動
・中学生生物部による地域の生物調査を通じた、生活排水等環境問題の学習

第４節　現状における課題

１　生活排水処理施設の整備

汚水処理人口普及率（行政区域内で生活排水を処理している人口の割合）は、下水道事業が平成30年度に完了することなどから73%と全国平均(88.9%)や県平均(89.8%)と比べ低い状態です。

下水道への接続率は、年々増加しているものの、施設の整備に合わせ、接続率の向上に努める必要があります。

農業集落排水施設は、10 年ほど前に整備が完了していることもあり、水洗化率（区域内で接続している人口の割合）は 85%前後で横ばいに推移していますが、まだ１割以上が接続できていません。

下水道や農業集落排水施設が整備されていない区域においては、し尿以外の生活雑排水が未処理のまま放流される単独処理浄化槽やくみ取り式便槽から合併処理浄化槽への切り替えが必要となりますが、現状では合併処理浄化槽に比べて単独処理浄化槽の人口が多くなっています。

２　家庭における発生抑制対策

一人ひとりが意識を持ち、河川に負荷のかからないような排水を心がける必要がありますが、意識を行動に移すことはなかなか難しいのが現状です。

「生ごみを台所で流さない」、「台所に三角コーナーを置く」のような比較的簡単で習慣化されている取組は多くの方が実施している一方で、「米のとぎ汁や汁物の残り物を台所で流さない」、「風呂の残り湯を洗濯に再利用する」といったひと手間かかる取組はあまり実施されていないのが現状ではないかと考えられます。

特に単独処理浄化槽やくみ取り式便槽を使用している家庭では生活排水が未処理のまま放流されているという意識を持ち河川等に負荷のかかるものを排水しないように心がけることが大切です。

３　河川美化や流域内の連携について

生活排水対策重点地域に指定されている「長良川中流域及び加茂川流域」は、本市を含めて 4 市 2 町（美濃市、関市、富加町、美濃加茂市、坂祝町）と広域になっており、河川の水質保全のためには、上流から下流にかけての広域的な取組が必要となります。このため、各市町や関係団体が一体となった活動を検討していく必要があります。

水質調査結果によると、鳥羽川（寺内橋）において平成 20 年度以前はＢＯＤの環境基準達成率が低くなっており、関係する市町村への水質影響について連絡を取りながら、水質改善を検討していくことが望まれます。

第４章　計画の方針と目標

第１節　基本理念及び基本方針

１　基本理念

本市は、市域の 8 割以上を占める森林や 1 級河川の鳥羽川、伊自良川、武儀川など、水と緑に恵まれた自然環境を有しており、ホタルやイワザクラなどの希少動植物の生息できる環境の維持に努めることは最重要課題であることから、下水道事業計画との整合を図りながら、自然環境に配慮した生活排水の適正な処理に努めてきました。

しかし、生活排水による河川や農業用排水路の水質汚濁及び悪臭が問題となっており、社会的にもその対策の必要性と緊急性が深く認識されるようになってきています。

このようなことから、生活排水を適正に処理することは非常に重要であり、市民の水質保全に関する意識向上を図り、その協力のもと、市民・事業者・行政が一体となった生活排水処理対策を推進し、水質の維持改善と、自然環境の保全を図り、清流を守り続ける必要があります。

また、河川の水質保全・向上は本市だけでなく、下流地域に住む住民にとっても有益となります。

河川の恩恵を受け、その流域に住むすべての市民の快適な生活の実現のため、生活排水の適正な処理を推進します。

以上の点を重視し、基本理念を以下のように設定します。

基本理念

河川環境の保護による快適な生活環境の構築

―自然から生まれた水が、もとの自然に還っていけるように―

２　基本方針

基本理念実現のために、以下に示す 3 つの基本方針をもとに、市民、事業者、行政の 3 者が一体となってそれぞれの施策を実現していきます。

基本方針 1　生活排水処理施設の整備

中心部の都市化された地域及び都市化が見込まれる地域の生活排水については、下水道施設により処理することとし、普及・拡大に向けた整備を早急に行っていきます。また、農業振興地域では、農業集落排水施設などにより処理し、農業集落排水施設にて整備された本管に面していない土地及び集落の形態をなしていない分散している家屋については、各戸による合併処理浄化槽により処理することとし、地域の状況に応じた適切な処理の推進を行います。

基本方針 2　一人ひとりの意識向上とそのための啓発

市民一人ひとりが、生活排水の河川に及ぼす影響を理解し、負荷の少ない排水方法を習慣化していく必要があります。
そのためにも、行政が啓発活動を行い、普及を進めていきます。

基本方針 3　流域内の連携・近隣市町村との協力

河川の水質保全のためには、重点区域として指定されている区域全体での取り組みが重要となります。
上流から下流にかけての、情報交換や協力体制を構築していきます。

第２節　計画推進体制

本計画は、図 4-1 に示す体系に則り作成していきます。

また、それぞれの施策については、第 5 章の計画で具体例を示し取組みます。

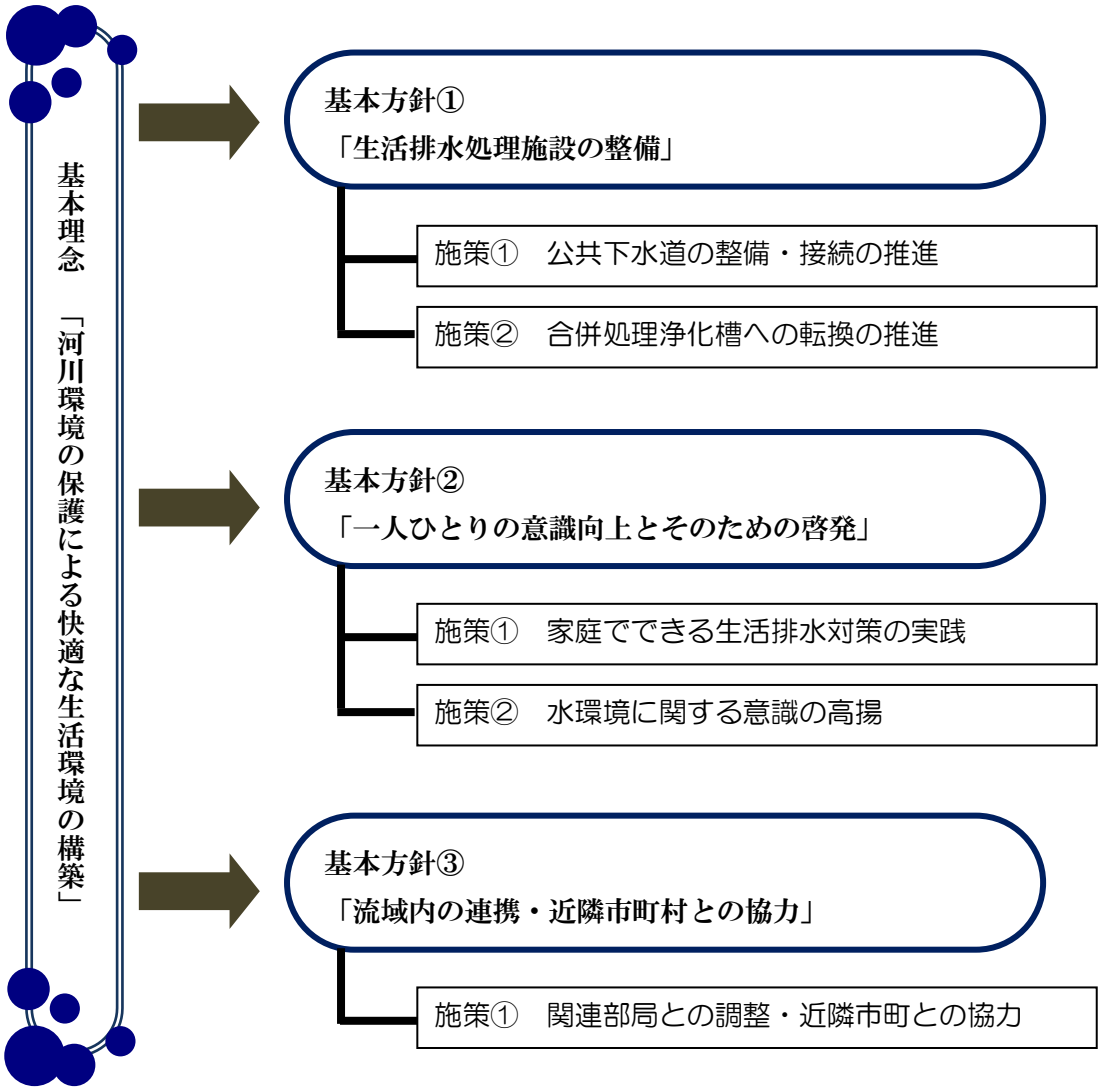

図 4-1　計画の体系

第３節　目標の設定

１　生活排水処理の目標

生活排水処理の目標は、汚水衛生処理率※で示します。

汚水衛生処理率は、平成 25 年度実績で 52.9%ですが、目標年度（平成 36 年度）までに 90%以上にすることを目標とします。

目標年度（平成 36 年度）までに汚水衛生処理率を 90%以上にします

※汚水衛生処理率（%）＝（公共下水道人口＋農業集落排水人口＋合併処理浄化槽人口）
÷（行政区域内人口）×100

表 4-1　基準年度と目標年度の処理形態別人口

区　分		基準年度 平成25年度 ①	中間年度 平成31年度	目標年度 平成36年度 ②	比較 ②－①
行政区域内人口	（人口）	28,531	27,175	25,798	-2,733
生活排水処理人口	（人口）	15,079	24,782	24,218	9,139
公共下水道人口	（人口）	3,381	12,876	12,336	8,955
	（%）	(11.9%)	(47.4%)	(47.8%)	(36.0%)
農業集落排水人口	（人口）	6,353	5,922	5,678	-675
	（%）	(22.3%)	(21.8%)	(22.0%)	-(0.3%)
合併処理浄化槽人口	（人口）	5,345	5,984	6,204	859
	（%）	(18.7%)	(22.0%)	(24.0%)	(5.3%)
生活排水未処理人口	（人口）	13,452	2,393	1,580	-11,872
単独処理浄化槽人口	（人口）	9,081	1,953	1,240	-7,841
	（%）	(31.8%)	(7.2%)	(4.8%)	-(27.0%)
くみ取り人口	（人口）	4,371	440	340	-4,031
	（%）	(15.3%)	(1.6%)	(1.3%)	-(14.0%)
汚水衛生処理率	（%）	52.9%	91.2%	93.9%	(41.0%)

基準年度（平成25年度）人口：3月31日現在（外国人含む）
注1）生活排水処理人口とは、し尿、生活雑排水が全て処理されている人口（公共下水道人口、農業集落排水人口 、合併処理浄化槽人口）をいいます。
注2）公共下水道人口及び農業集落排水人口は水洗化人口（実際に接続している人口）をいいます。

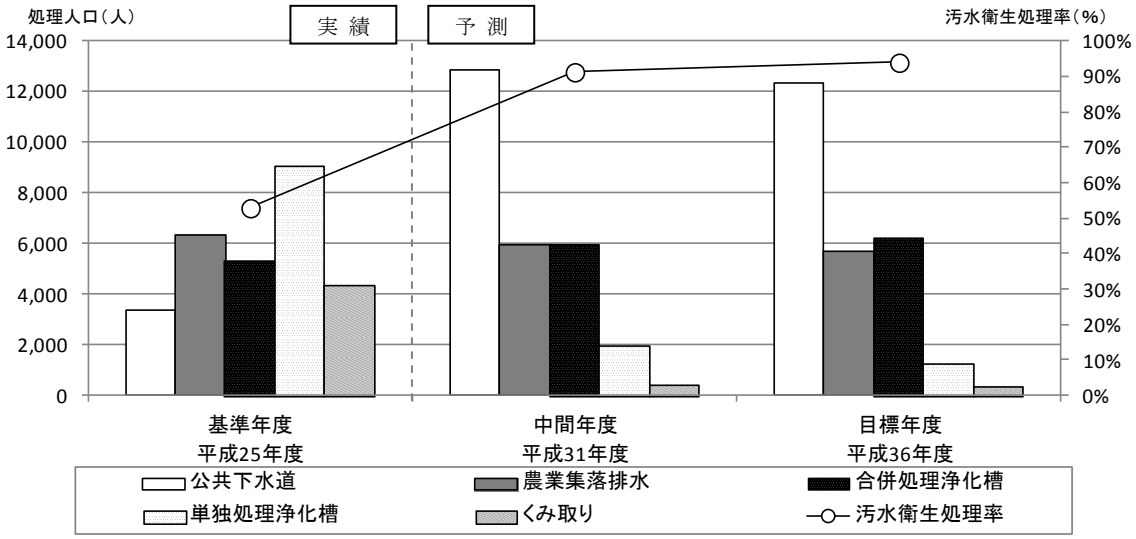

図 4-2　基準年度と目標年度の処理形態別人口の割合

２　水質目標

本市のすぐ下流に測定地点が設けられている 3 河川 3 地点について水質目標を設定し、達成を目指します。

伊自良川

本　郷　橋 → 水質環境基準**A類型**に相当する水質を達成します。

鳥羽川

寺　内　橋 → 水質環境基準**B類型**に相当する水質を達成します。

武儀川

南 武 芸 橋 → 水質環境基準**A類型**に相当する水質を達成します。

※水質環境基準については、P16、表 3-1 に示すとおりです。

第５章　生活排水対策推進計画

第１節　生活排水処理施設の整備

本市では、公共下水道事業高富処理区において、平成 15 年度から下水道整備を開始し、平成 20 年 4 月には第 1 期整備区域（88ha）の供用を開始しました。

現在は、第 2 期整備区域（152ha）の整備を平成 24 年度に完了し、第 3 期整備区域（97ha）の整備を平成 25 年度から平成 29 年度にかけて行い、平成 30 年 4 月には全体（337ha）の供用開始を目指します。

下水道及び合併浄化槽の整備計画は表 5-1 に示すとおりです。

表 5-1　施設整備計画

区分		計画処理人口	整備予定年度
合併処理浄化槽		6,500 人 （大型合併処理浄化槽で補助対象外の施設は含まない）	平成 15 年度～平成 27 年度
下水道	認可計画（平成 29 年度）	8,600 人	－
	全体計画（平成 37 年度）	12,120 人	－

※全体計画とは、最終的な公共下水道整備計画であり、その区域や整備人口、及び汚水量などを策定したものです。
※認可計画とは、全体計画の内、概ね 5～7 年間で具体的な事業実施区域について、国又は県の許可（認可）を受けて、現在工事を進めている区域計画のことです。

１　公共下水道の整備・接続の推進

下水道供用開始区域については、下水道への転換を普及・啓発していきます。

行政

○下水道の整備促進

下水道の整備計画に準じて早急な整備を目指します。

○各家庭への情報発信

下水道供用開始区域において、下水道の接続義務を履行してもらうための情報を発信し、接続を普及・促進していくほか、今後の供用予定地域についても事前に情報発信していきます。

市民

○下水道への接続

下水道供用開始区域にあっては、継続的に下水道への接続勧奨を行います。

２　合併処理浄化槽への転換の推進

下水道未供用区域については、単独処理浄化槽やくみ取り便槽世帯の合併処理浄化槽への転換を普及・啓発していきます。

行政

○合併処理浄化槽の設置補助

合併処理浄化槽への設置補助を継続的に実施していくほか、制度の認知度を上げるための情報発信をしていきます。

○広報やパンフレットによるＰＲ活動の実施

単独処理浄化槽やくみ取り式の利用者に対して、合併処理浄化槽のへの転換を促すための広報やパンフレットを作成し、普及・啓発します。

市民

○合併処理浄化槽への転換

単独処理浄化槽や汲み取り便槽の世帯は、合併処理浄化槽へ転換します。

第２節　一人ひとりの意識向上とそのための啓発

１　家庭でできる生活排水対策の実践

生活排水の汚濁負荷量軽減には、公共下水道の普及や合併処理浄化槽の設置が前提となります。

一方で、市民、事業者、行政においてもそれぞれの役割のもと排水対策を心がける必要があり、一人ひとりの行動が積み重なれば、汚濁負荷量の大幅な削減につながります。

特に、公共下水道供用予定区域では、現状で生活排水未処理（単独処理浄化槽やくみ取り式）の状態であっても、公共下水道が整備されるまでの間は変更が難しいため、特に重点的に取り組みを実施していく必要があります。

以降に各主体の排出抑制等の取り組みを示します。

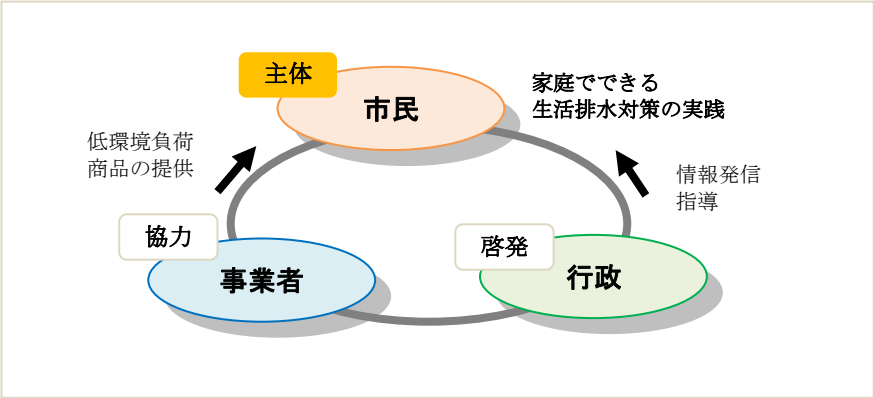

図 5-1　市民・事業者・行政の役割分担

市民

○台所での排水対策

汚濁負荷量削減のために、台所での排水時に以下の取組を心掛けます。

①キッチンストレーナー、三角コーナーの設置

②米のとぎ汁や汁物の残り物を台所で流さない

③天ぷら油などの分別排出

④汚れた食器などをキッチンペーパーで拭きとってから洗う

⑤生ごみ等の調理くずの、家庭用堆肥化容器等を使用したコンポスト化

○風呂・洗濯の排水対策

汚濁負荷量削減のために、風呂・洗濯での排水時に以下の取組を心掛けます。

①洗剤の適量利用

②風呂の残り湯を洗濯水へ利用

○浄化槽の適正管理

浄化槽の保守点検・清掃・法定検査を定められた時期に適切に実施し、適正管理を行います。

事業者

○下水道・浄化槽への接続、適正管理

事業者も生活排水を適正かつ低環境負担に処理できるよう、下水道・浄化槽への接続を推進し、施設の適正管理に努めます。

行政

○浄化槽の適正管理

浄化槽設置者に対して、保守点検・清掃・法定検査の 3 つの義務の励行についてパンフレットなどによる啓発活動を実施します。

○低環境負荷商品の使用促進

台所や洗濯の洗剤等について、低環境負荷商品を使用するよう市内に周知していきます。

○普及啓発活動の実施

三角コーナーや水切り袋の普及を図ります。また、リーフレット等啓発資材を作成し、街頭キャンペーンを実施します。

２　水環境に関する意識の高揚

行政

○環境教育の充実

地域の生物調査を通じた、生活排水等環境問題の学習を継続的に実施し、生活排水に関する意識の向上を図ります。

○家庭への普及啓発

家庭からの汚濁を減らすため、処理施設の整備や適正な施設の維持管理などについて、必要な情報を市民に対し、提供、指導・啓発して、発生源対策に取り組んでいきます。

○河川美化活動の実施

アダプトプログラム「まち美化パートナー」による河川の除草・美化活動を継続的に実施します。

第３節　流域内の連携・近隣市町村との協力

１　関連部局との調整・近隣市町との協力

生活排水対策重点地域に指定されている「長良川中流域及び加茂川流域」は、本市の他に４市２町（美濃市、関市、富加町、美濃加茂市、坂祝町）と広域になっており、河川の水質保全のためには、上流から下流にかけての広域的な取組が必要となります。

このため、岐阜県や周辺市町村が一体となった活動を推進します。

行政

○事業所排水への対策

県と協力し、工場・事業所への立入検査を今後も継続して実施していきます。また、立入検査時等の排出水水質検査結果により、適正な指導を行っていきます。

○河川の浄化対策

河川の浄化対策は、本市が単独で実施してもその効果を十分に得ることはできません。そのため、河川流域の近隣市町と協力し、取組を進めていきます。

第４節　汚濁負荷量の算定

生活排水対策を推進することにより削減できる汚濁物質の負荷量を明らかにすることは、本計画をより効果的に実施するため、また、計画の進捗を確認するために重要です。

そこで、河川水質の代表的な指標であるＢＯＤを対象にして、現況（平成 21～25 年度）及び将来（平成 31 年度及び平成 36 年度）の発生負荷量の算定を行いました。

ＢＯＤ汚濁負荷量は、生活系、事業系、自然系及び畜産系に分けて、現況と将来の発生負荷量の算定を行いました。算定結果は、表 5-3 及び図 5-2 に示すとおりです。

平成 25 年度に 751,065g/日 排出しているＢＯＤ汚濁負荷量は平成 36 年度には約 50%減少し、379,200g/日 になります。この負荷量の減少は、単独処理浄化槽や汲み取り式便槽から公共下水道や合併処理浄化槽に転換することにより、雑排水のＢＯＤ負荷量が減っていることに起因しています。

表 5-3　ＢＯＤ汚濁負荷量の算定結果

単位：g/日

項目		実績					中間目標	目標年度
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成31年	平成36年
生活系	公共下水道	671	465	706	914	1,481	4,489	4,301
	農業集落排水	10,550	8,479	7,387	9,836	7,924	6,874	6,591
	合併処理浄化槽	24,084	24,450	24,501	23,087	22,984	25,731	26,677
	単独処理浄化槽	53,167	49,149	44,890	44,021	41,319	8,886	5,642
	雑排水	478,350	451,710	428,340	429,990	403,560	71,790	47,400
	計	566,822	534,253	505,824	507,848	477,266	117,771	90,611
事業系	届出事業場	15,928	15,928	15,928	15,928	15,928	15,928	15,928
自然系	水田	81,035	80,632	80,245	79,422	79,212	76,831	75,251
	畑	5,602	5,599	5,604	5,574	5,578	5,541	5,516
	計	86,637	86,230	85,849	84,996	84,790	82,372	80,767
畜産系	牛	40,824	36,540	39,186	35,910	31,689	36,830	36,830
	豚	158,020	131,860	185,400	222,360	157,320	170,992	170,992
	計	198,844	168,400	224,586	258,270	189,009	207,822	207,822
合計		852,304	788,883	816,259	851,114	751,065	407,964	379,200
平成25年度を100%とした割合		113%	105%	109%	113%	100%	54%	50%

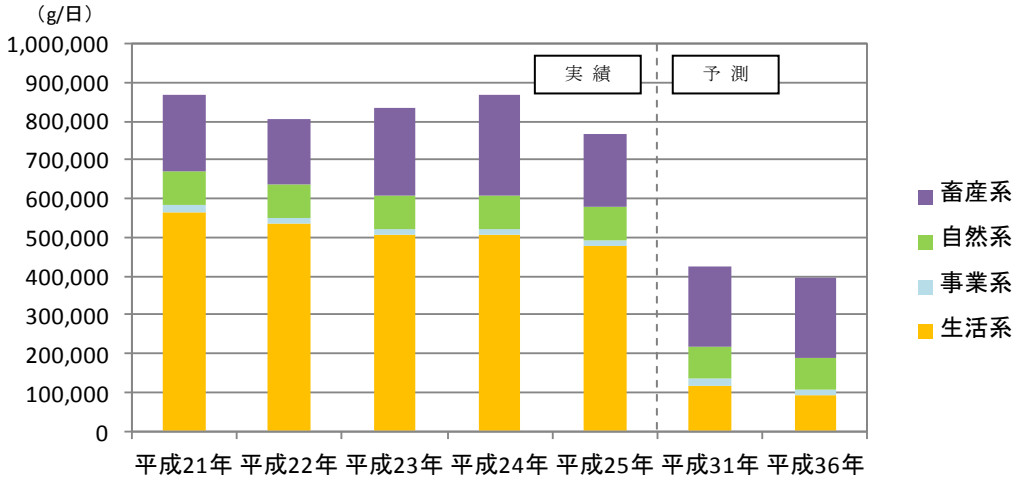

図 5-2　ＢＯＤ汚濁負荷量の推移

●参考資料●　排水対象毎のＢＯＤ汚濁負荷量

毎日の生活の中で何気なく流している排水が水質汚濁の原因となっています。

「これを流すと」 排水対象	「水がこれだけ汚れる」 BOD(g)	「魚がすめる水質(BOD5mg/l以下)にするには」 バスタブ(300l)何杯分？
天ぷら油 使用済み(20ml)	30	20
マヨネーズ 大さじ１杯(15ml)	20	13
牛乳 コップ１杯(180ml)	16	11
ビール コップ１杯(180ml)	15	10
みそ汁(じゃがいも) お椀１杯(180ml)	7	4.7
米のとぎ汁(1 回目) (500ml)	6	4
煮物汁(肉じゃが) 鉢(100ml)	5	3.3
中濃ソース 大さじ１杯(15ml)	2	1.3
シャンプー １回分(4.5ml)	1	0.67
台所用洗剤 １回分(4.5ml)	1	0.67

生活排水読本（環境省）より引用

第５節　計画のフォローアップ

計画の進捗状況を確認するため、定期的に現状把握を行い、目標の達成状況等についてフォローアップを行います。その結果、進捗状況が十分でない場合は、必要に応じて対策を検討し、実施していきます。

また、計画の前提となる諸条件が今後の社会状況等と整合していることを継続的に確認し、大きな変更が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。